

平成 27 年第 4 回定例会

# 麻 績 村 議 会 会 議 録

平成 27 年 12 月 8 日 開会

平成 27 年 12 月 11 日 閉会

麻 績 村 議 会

## 平成27年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	7
○請願、陳情等の委員会付託	7
○議案第1号～議案第15号、諮問第1号の一括上程、提案理由の説明	8
○散会の宣告	12

### 第 2 号 (12月10日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開議の宣告	16
○議事日程の説明	16
○一般質問	16

塚原利彦君	17
塚原義昭君	30
峰田昶君	45
坂口和子君	61
小山福績君	78
○委員長報告	92
○散会の宣告	96

### 第 3 号 (12月11日)

○議事日程	97
○出席議員	98
○欠席議員	98
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
○事務局職員出席者	98
○開議の宣告	99
○議事日程の説明	99
○議案第1号の質疑、討論、採決	99
○議案第2号の質疑、討論、採決	100
○議案第3号の質疑、討論、採決	101
○議案第4号の質疑、討論、採決	102
○議案第5号の質疑、討論、採決	102
○議案第6号の質疑、討論、採決	103
○議案第7号の質疑、討論、採決	104
○議案第8号の質疑、討論、採決	104
○議案第9号の質疑、討論、採決	105
○議案第10号の質疑、討論、採決	105
○議案第11号の質疑、討論、採決	109
○議案第12号の質疑、討論、採決	110
○議案第13号の質疑、討論、採決	110
○議案第14号の質疑、討論、採決	111

○議案第 15 号の質疑、討論、採決	112
○諮問第 1 号の質疑、討論、採決	112
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	113
○発議第 2 号の質疑、討論、採決	113
○発議第 3 号の質疑、討論、採決	114
○閉会中の継続審査の申し出について	114
○村長挨拶	115
○閉会の宣告	116
○署名議員	117

○ 招 集 告 示

麻績村告示第36号

平成27年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月2日

麻績村長 高野忠房

1 日 時 平成27年12月8日(火) 午後 1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（7名）

1番 小山福績君  
4番 宮下仁雄君  
6番 峰田昶君  
8番 尾岸健史君

3番 塚原利彦君  
5番 塚原義昭君  
7番 坂口和子君

不応招議員（なし）

平成27年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第15号及び諮問第1号の一括上程

議案第 1号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第 2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 村税条例等の一部を改正する条例について

議案第 4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 村道路線の廃止について

議案第 8号 村道路線の認定について

議案第 9号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について

議案第10号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第3号）

議案第11号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開会 午後 1時30分

**◎開会及び開議の宣告**

○議長（尾岸健史君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第4回麻績村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者より撮影並びに傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

**◎議事日程の説明**

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（尾岸健史君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、1番、小山福績議員、5番、塚原義昭議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月4日開催の議会運営委員会において、本日12月8日から12月11日までの4日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から12月11日までの4日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成27年第4回麻績村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

いよいよ年の瀬を迎えましたが、ことしを振り返りますと、村内では大きな事件、事故はなく、また大きな自然災害もなく、夏の長雨による多少の影響はあったものの、農作物もおおむね例年並みの収穫ができることとなり安堵しております。

さて、国の経済対策アベノミクスにより、日本経済全体では明るさが見えてきたものの、地方では少子高齢化・人口減少が一段と進み、地方経済や中山間地域農業の行方には厳しいものがあります。こうした中、国では地方を元気にする地方創生を強力に進めるため各種の施策を打ち出し、全国自治体では地方版総合戦略等を策定し、事業の推進に努めております。

麻績村でも既に地方創生先行型事業を実施するとともに、村振興計画と整合した地方版総合戦略の策定も済み、各種事業の具現化に着手しております。若者定住促進施策の展開、子

育て支援の充実、教育環境の整備、安心・安全の村づくり、歴史や文化を大切にしたい村づくりなど村民が誇れる麻績村を目指して、各種事業を推進しております。

おかげさまで、これら事業による成果が数値で表現できる内容となり、国の目指す地方創生の先取りができています。これもひとえに議員各位を初め村民皆様のご理解、ご支援のたまものと深く感謝を申し上げます。

新たな地方創生とは、そこに住む人々自身が知恵を出し合い、ともに汗を流し、地域特性を生かした元気な地域を創造していくことであります。当村におきましても、他に誇れる多くの地域資源を活用し、希望に満ちた、あすへつながる元気な麻績村が、全村民の力によってつくられていくことを願っております。引き続き、温かいご理解・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会には、条例の制定・改正案件、認定案件、予算補正案件等を提出いたします。何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、本定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（尾岸健史君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、印刷してお手元に配付してあるとおりです。

そのほか、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

#### ◎請願、陳情等の委員会付託

○議長（尾岸健史君） 日程第5、請願、陳情等の委員会付託を行います。

第27-6号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書、第27-7号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情、以上2件については社会文教委員会に、第27-11号 集団的自衛権行使を具体化し戦争につながる安全保障関連2法の速やかな廃

止を求める請願については、総務経済委員会にそれぞれ付託いたしますので、各委員会で審議をお願いいたします。

---

◎議案第1号～議案第15号、諮問第1号の一括上程、提案理由の説明

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第1号から議案第15号、諮問第1号を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、今定例会に提出申し上げました案件についての提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、個人番号の利用、特定個人情報の提供ができる事務の範囲について、「同法別表に掲げられているもの及び税や社会保障等に関する事務であって、かつ条例で定めるもの」とされております。

このため、自治体の判断により個人番号を独自利用または同一自治体内の機関外への特定個人情報の提供を行うため、条例の制定を行うものであります。

次に、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、かいごよろず相談員が必要となくなったことにより削除し、新たに事業実施に当たり麻績村生活支援協議体を設置するため、委員を非常勤特別職に加えるものです。

次に、議案第3号 村税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法が改正されることに伴い、徴収猶予に関する規定の追加及びたばこ税の特例税率の廃止並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施

行に伴い、法人番号を記載することを規定するため、改正を行うものであります。

次に、議案第4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の利活用について、保険税減免の申請時に申請者が個人番号を記載することを規定するため、改正を行うものです。

次に、議案第5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の利活用について、保険料の徴収猶予、減免の申請時に申請者が個人番号を記載することを規定するため、改正を行うものです。

次に、議案第6号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

若者定住促進住宅を本町地区に昨年度4棟建設しましたが、今年度10棟、来年度10棟の計24棟となることから、管理戸数の変更を行うものです。

次に、議案第7号 村道路線の廃止について、議案第8号 村道路線の認定についての提案理由を一括して申し上げます。

本町区若者定住促進住宅の整備に伴い、村道路線の再編整備が必要となったため、関連する村道1路線を廃止し、新たに4路線を認定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進計画は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下した過疎地域が、総合的かつ計画的に施策や事業を推進していくために策定するものであります。

このたび、麻績村が定めております計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

平成27年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で、変更が必要、あるいは確定となりました事項につきまして予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について主な項目を申し上げます。

地方交付税では普通交付税の確定による増額分を、国庫支出金では民生費国庫負担金で保険基盤安定国庫負担金の増額を、民生費国庫補助金で放課後児童健全育成事業補助金の制度改正による県支出金からの組み替え分を、県支出金では民生費で保険基盤安定県負担金の増額を、放課後児童健全育成事業補助金の制度改正による減額を、農林水産業費で団体営地域ストックマネジメント事業確定による減額を、団体営農業基盤整備促進事業確定による減額を、総務費で県議会議員選挙費委託金の確定による減額を、寄附金ではふるさと応援寄附金の増額を、繰入金では観光事業振興基金繰入金の事業起債対応による減額を、諸収入では授産施設受託事業収入の増額を、村債では事業費の変更に伴う辺地対策事業債の減額を、それぞれ補正計上いたしました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

総務費では文書広報費で例規集条例改正等の増加に伴い印刷費の不足額を、広報「麻績」ページ増刷等による不足額を、企画費でふるさと麻績村応援寄附金が増額となったことによる記念品代不足額、ウェブ申し込み手数料不足額、NPO法人登記手数料、施設割引負担金不足額、善光寺街道麻績宿「花屋」の修繕工事費不足額を、戸籍住民基本台帳事務費で番号制導入関連機器として本人確認書類印字システム機器購入費を、選挙費で県議会議員選挙費で選挙無投票による不用額を、民生費では社会福祉費で福祉医療費不足額を、国民健康保険費で国民健康保険特別会計繰出金の増額を、老人福祉費でデイサービスセンターみづき特殊浴槽購入費確定に伴う不用額、養護老人ホーム入所者1名増加に伴う不足額を、福祉センター費で光熱水費の不足額を、社会福祉施設費で利用者作業賃金の不足額を、児童福祉総務費で出産育児支援金不足額を、衛生費では保健衛生総務費で妊婦一般健診不足額を、農林水産業費では農地費で委託料で地域ストックマネジメント事業測量設計委託料組み替え分及び農業基盤事業委託料確定による不用額を、工事費では地域ストックマネジメント委託料への組み替え分による減額及び農業基盤整備促進事業工事費確定による不用額を、林業費では林業振興費で村有林整備事業減による不用額を、商工費では信濃観月苑事業費で売店仕入れ不足額を、土木費では土木総務費で県単道路改良改築工事負担金不足額、水道事業特別会計繰出金の増額及び下水道事業特別会計繰出金減額を、道路新設改良費で村道測量設計料不用額、村道改良工事費不足額、公有財産購入費確定による不用額及び支障物件等補償費不用額を、住宅管理費で造成事業設計委託料不用額及び若者定住促進住宅造成工事費不用額を、教育費

では小学校費で図書館暖房機器修繕費不足額を、中学校費で特別負担金の増額を、諸支出金では今後の財政支出にそれぞれの基金積み立てを、予備費では今後における各種事業の施行に伴う財源確保のため一般財源の残額を予備費に、それぞれ補正計上いたしました。

補正額は1億2,090万円の増額で、歳入歳出総額27億8,180万円となります。

次に、議案第11号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫支出金で療養給付費等負担金の増額を、繰入金で一般会計繰入金の保険基盤安定事業分及びヘルスアップ事業分の繰入金の増額を、それぞれ補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費の療養諸費で一般被保険者の療養給付費及び退職被保険者等療養費の不足額を、それぞれ補正計上いたしました。

補正額は564万円の増額であります。

次に議案第12号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、全体事業費の確定により繰入金で一般会計より繰入金の減額を補正計上いたしました。

歳出では、経営管理費の総務費では公課費で消費税支払いの不足額を、施設管理費で公共下水道事業維持管理費で修繕費の不用額を、浄化槽整備推進事業維持管理費で同じく修繕費の不足額を、公債費で償還額の確定による元金不足額及び利子の不用額を、それぞれ補正計上いたしました。

補正額は320万円の減額であります。

次に、議案第13号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、繰入金で事業費の増に伴う一般会計繰入金の増額を補正計上しました。

歳出では、経営管理費の総務費では公課費で消費税支払いの不足額を、施設管理費で修繕費の不足額を、公債費で元金の不足額、利子の不用額を、それぞれ補正計上しました。

補正額は30万円の増額であります。

次に、議案第14号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国庫支出金及び県支出金の包括的支援事業、任意事業で、生活支援体制整備事業交付金の増額を補正計上しました。

歳出では、介護認定審査会費の認定調査等費で認定調査賃金の不足額を、保険給付費で施設介護サービス給付費の不用額を、介護予防福祉用具購入費・介護予防住宅改修費・介護予防サービス計画給付費・審査支払手数料の不足額を、地域支援事業費で一次予防事業の不用額を二次予防事業の不足額に充当し、それぞれ補正計上いたしました。

補正額は4万円の増額です。

次に、議案第15号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料で普通徴収保険料の増額を、繰入金で一般会計繰入金事務費繰入金の増額を、それぞれ計上しました。

歳出では、総務費では総務管理費で人間ドック補助金の不足額を、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金の不足額を、それぞれ計上しました。

補正額は113万3,000円の増額であります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の選任に関しましては、村長が議会の意見を聞き、候補者を法務大臣に推薦することになっております。

現在、委員としてご活躍いただいております麻績村麻918番地の吉野仰氏が、平成28年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、議案15件、諮問1件の提案理由を申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月11日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

平成27年第4回麻績村議会定例会第1日目を散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催し、上程しました議案等について提出者より詳細説明を受けますので委員会室にご移動願います。また、終了後、常任委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 1時54分

平成27年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成27年12月10日（木）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

---

出席議員（7名）

1番 小山福績君

3番 塚原利彦君

4番 宮下仁雄君

5番 塚原義昭君

6番 峰田昶君

7番 坂口和子君

8番 尾岸健史君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 高野忠房君

副村長 塚原勝幸君

教育長 飯森力君

村づくり推進課長 宮下和樹君

総務課長 柳原俊文君

振興課長 宮下利秀君

住民課長 峰田江津子君

観光課長 塚原敏樹君

教育次長 森山正一君

監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫

書記 岩淵美奈

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第4回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、報道関係者並びに麻績小学校から議会撮影並びに麻績小学校児童の皆さん、それから報道関係者より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎一般質問

○議長（尾岸健史君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は5名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

順番に発言を許可いたします。

---

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

3番、塚原議員。

〔3番 塚原利彦君 登壇〕

○3番（塚原利彦君） 3番、塚原利彦です。

さきに通告いたしました項目について伺いたいと思います。

1点目は、麻績村総合戦略に記載の諸施策についてです。

政府は昨年12月、2015年を初年度とした5カ年計画のまち・ひと・しごと総合戦略をスタートさせるとして、全国の自治体に地方版総合戦略の策定を指示しました。人口減少対策と地域経済の縮小の克服を目指すためとし、東京一極集中の是正、少子高齢化対策として若年世代の結婚や子育ての支援、その地域の特性に即した地域課題の解決などを基本的な考えとしていますが、国の政策に対する疑問の声も聞かれます。例えば結果重視ということで、人口増加の結果にこだわるのが、自治体間での人口の奪い合いとなったり、成功地域の事例を基準にし、それをもとに交付金等を左右するという、いわゆるトップランナー方式など、中央集権的な姿勢を強く感じます。

しかし、国からの指示でこれを策定、提出しなくてはならない、また、交付金支給の期限もあるということでしたけれども、自分たちが住む地域のことですから、地方自治体としては住民本位の立場に立って、住民を交えた協議を通じて戦略を策定していただきたいし、国に対しても言うべきことがあれば、毅然と物を申し込みたいと思います。

さて、このたびの戦略は、麻績村第6次振興計画をスライドさせて、そのときのアンケート結果も反映させて策定されたということですが、村の第6次振興計画スタート時から現在まで、年数はわずかとはいえ、行政を取り巻く状況や環境には推移や変化があります。また、このたびの戦略は、成果を指標で評価、検証するというようになっており、そうした点からも、村民との協議、意見集約を経て策定していただきたかったと思います。

そこで、このたび策定されました麻績村の総合戦略中の何点かについてお聞きしたいと思います。

まず、第2章の3、地方における安定した雇用を創出するの項目の中の3、商工業の基本方向についての記述で、麻績インターチェンジや他地域とのアクセスのよさを生かし、観光や農業などといった異業種と連携した企業誘致や育成、特産物開発などの研究を推進するとともに、既存の商工業活性化を図るため、商工会の各種事業と連携して雇用の創出に努めま

すとあります。そして、重要業績評価指標として、広域連携による企業誘致推進、これを1事業から2事業へとありますが、この施策について、その方針や展望はどのようなものなのか伺いたいと思います。

次に、同じく第2章の4、地方への新しい人の流れをつくるの項目で2点、お聞きしたいと思います。

1つは、地域づくりの基本方向の中の地域おこし協力隊についてです。

KPIの指標として、協力隊員の増員がありますが、この協力隊の活動については、制度導入から4年ほどになりますが、これまでを振り返って、成果や貢献をどう見ておられるか、そして、今後の活動方針はどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

2つ目は、人口増加対策の基本方向の中で、重要評価指標に空き家に関するものが列記されていますが、この空き家活用の見通しはどうか伺いたいと思います。

さて、次は質問の2点目でございますが、村の職員体制と執務についてお聞きしたいと思います。

昨年からことしにかけて、また、次年度以降も、国の政策による自治体業務が新たな負担増法令制度の改編などがあり、責任や負荷がさらに重くなっています。総合戦略、マイナンバー、村の総合事業など、重要課題が続きます。自治体の中でも、市町村は住民と接する役所ですので、大変な面は多いと思いますが、住民サービスや福祉窓口の最前線ですので、そうした期待にも応えてもらわなくてはなりません。

そこでお聞きいたします。

1つ目として、このたび策定された総合戦略、また、再来年スタートの介護予防等についての新しい総合事業など、これを遂行していくのについて、現行の役場の組織や機構、職員体制などに変わりはあるのかどうか、2つ目として、業務の過密度はどうか、また、マイナンバー制度に関する新たな責任、職場の人間関係等々、こうした職場環境の中での職員のメンタルヘルスはどうしているか、3つ目として、職員の担当業務の習熟度、窓口対応、上司や先輩の指導、研修等をどう見ているか、4つ目として、行政の姿勢、また、職員の執務面で、高齢者や障害者に対しては、当事者の目線や気持ちを大事に対応しているか、これらの点について、職員とその執務を統括する立場として、村長のご認識を伺いたいと思います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、1番、塚原議員さんのご質問に答えさせていただきたいと思えます。

まず最初のご質問でございます。麻績村総合戦略に記載の諸施策についてということでございます。

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少策としての長期ビジョンと今後5年間の政策目標施策となる総合戦略を策定するものであります。策定に向けましては、おっしゃられましたとおり、既存の振興計画、いわゆる総合計画でございますが、これらとの整合性や重要業務評価指標の設定、P D C Aサイクルの導入、効果検証等が求められているわけでありませう。

麻績村では、既に一昨年策定いたしました村振興計画と整合した、また、県や広域の計画との調整をとった麻績村総合戦略を策定し、上乘せ交付金を受けての事業も具体化しておるわけでありませう。

今後もし引き続き目標に向かつて、着実な進展に努めてまいります、地方創生といひますのは、行政サイドだけでできるものではありません。議員各位を初め、村民皆様のさらなるご理解、ご支援をお願いするものであります。

ご質問の詳細につきましては、村づくり推進課長、振興課長等から答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。村の職員体制と執務についてということでございますが、総合戦略の実施に伴う業務量の拡大、それに対処するために事務執行体制を充実する必要があるのではないかとのお趣旨でのご質問かと存じます。

新たな地方創生事業で求められるP D C Aサイクルの導入や効果の検証等につきましては、従前の事業でも既に実施しておりますし、事業の多くが村振興計画で計画されております内容そのものでありますし、実施に当たりましては、各事業課が担当することになりますので、地方創生事業推進のために新たな組織を設置するといひことは現在考えておりませう。業務全般を見て適切な職員配置をしてまいります。新たな行政需要や高度な行政需要に対処できるよう、職員の適正管理、資質向上等には、なお一層努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これらの詳細につきましては、総務課長に答えさせていただきますので、よろしくお願ひ

したいと思います。

○議長（尾岸健史君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、振興課関係で広域連携によります企業誘致の推進ということで、麻績村総合戦略に載っております部分について補足をさせていただきたいと思っております。

現在、麻績村では、安曇野筑北地域産業集積形成活性化協議会というところに加盟しまして、企業立地促進法の制度を活用できるような形で、活性化基本計画をともに策定をしているところでございます。

K P Iの中で1事業を2事業にというようなことで記載をしております。それにつきましては、昨年度、まち・ひと・しごと総合戦略の閣議決定を受けまして地域再生法が改正されておるところでございますが、その地域再生法の制度を活用しまして優遇制度を受けるためということで、長野県と連携しました地域再生計画の策定に参画をしておるところでございます。これにつきましては、長野県の市町村全域が対象になりますけれども、おおむねの区域を指定して計画に参画しておるといふ市町村が、当地区では1村のみでございますけれども、県内では62市町村が参画しておりますけれども、そのようなところに参画をしておったわけですが、本年11月27日に国の認定を受けることができましたので、これからさまざまな優遇制度のスタートとなってきますので、単独での情報収集、情報発信もしていこうというふうに考えおるわけでございますけれども、総合計画と総合戦略等もございますけれども、広く広域連携をしながら進めてまいりたいと担当課では考えるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私のほうからは、地域おこし協力隊の成果等をどう見ると、また、今後の活動方針、それから定住環境づくりの空き家対策という点につきまして補足説明をさせていただきます。

戦略の目標として、人口をふやすというような、地域おこし協力隊の人数をふやすという目標を持ちまして現在、取りかかっているところでございます。初年度、年の初めですけれども、12名の協力隊がおりまして、今現在12月、退任をしたりする者がおりまして、10名の協力隊が活動しております。

この協力隊制度の最終目標は、やはり村に定着、定住してもらうことです。協力隊を卒業

して村に住んでいる者は現在、2名おります。家族を加えますと、計6名がこの村に在住しているという結果となっております。

活動中の隊員につきましては、1名が村内の女性と結婚しまして、近い将来、家族もふえるという話を聞いております。また、来年度卒業する協力隊が3名おります。村内に残りたいとして現在、努力をしているところです。また、うち1名については、青年就農給付金を視野に入れて定住を考えているところでございます。

活動方針という内容でございますが、村側で基本的な活動方針を決めて募集をしております。伝統工芸復興に関しましては、紙すきでは体験を受け入れるなど、卒園、また小学校の卒業証書、この辺を親子ですくというようなことを交え、また、紙すきの原料のコウゾ、トコロアオイの栽培を現在、村民の方を交えて栽培をふやしてきております。機織りでは、村民の機織りグループというものが発足をいたしまして、人数が徐々にではありますが、ふえているところでございます。

今後につきましては、材料を草木染めで染めて機織りまでしていくというようなことまでつなげていきたいと考えております。また、村の歴史にある苧麻（チョマ）を使った製品等につきましても、今後はつなげていきたいというふうに考えております。

環境整備、また、6次産業という分野におきましては、遊休荒廃農地に菜の花とかヒマワリ等栽培をして、観光の名所になるというようなこともなっております。村民から申請のありました竹林整備、ヤマブドウの畑の管理、収穫したヤマブドウにつきましても、特産物への研究を進めているところでございます。また、子育て支援につきましても、1名の者を採用しております。

本年度から農業研修生として、年間を通して農業に携わる協力隊を採用をしております。水稻栽培、そばの栽培を行っております。そばの栽培につきましては、この秋に日向地区の聖高原新そば賞味会におきましても、そばを使っていただいたところでございます。

今後は、農業の分野の充実を図り、遊休荒廃農地への対策、また、後継者の育成を行い、しいては農業振興にもつなげていくように現在、計画をしているところでございます。

今までの活動におきましては、大きな成果が出ているのではないかなというふうに判断をしております。

定住環境づくりの空き家対策ということを補足説明させていただきます。

空き家対策につきましては、当村につきましては、活用できる住宅を基本としてやっております。目標につきましては、空き家の登録件数、あるいは空き家の紹介件数、それから空

き家活用住宅、いわゆる整備のほうですが、設定をしております。

今までの経過につきましては、空き家活用若者定住促進住宅整備事業補助金ということ平成24年に制定をしまして、家主が45歳未満で中学生以下の子供がいる家族を入居させるという場合におきましては、家主に対して補助を行うというようなことを行ってまいりました。実績につきましては、7件行いまして、10世帯20人が入居した状況でございます。しかしながら昨年度、財源としてきました過疎債が充当ができなくなったということがございまして、現在はその制度につきましては、廃止をしております。その廃止に伴いまして、単年度ではありますけれども、国庫補助事業の空き家活用住宅整備事業という事業を導入をさせていただきます。この事業には、さまざまな制約と上限があるために、毎年度行うということは考えておりません。所有者が空き家登録を希望する場合には、空き家を登録しますが、現状すぐに貸し出せる物件というのは非常に少ない状況です。貸し出す側につきましても、それなりの資金を必要とするためです。

以上が補足説明とさせていただきます。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、2番目の村の職員体制と執務についてということで補足説明させていただきたいと思っております。

先ほど村長が申し上げましたとおり、1番目の総合戦略の実施や村の総合事業に向けての組織変更や職員体制につきましてもでございますけれども、通常の業務の延長としてとらえているということでございますので、当面、変更や職員体制を変えていくということは、今のところ考えていないということでございます。

次に、2番目の業務の現状とメンタルヘルス対策につきましてもでございます。

業務の現状につきましては、各課の職員にも異なりますけれども、それぞれの各担当で係を単独で行うということは、職員数を鑑みるに、業務とも以前に比べて確かに複雑化してきているとはいえ、兼務を行っている状況ということでございます。各課の中でそれぞれの対応をしておるというふうに私どもは捉えておるということでございます。

次に、メンタルヘルス対策でございますけれども、麻績村の中におきましても、メンタルヘルスの内規を設けさせていただきまして、職員のメンタルヘルスサポート事業における村長から総務課長、所属課長等及び職員本人の役割並びにこれらの者と職場の同僚、健康管理者、主治医、家族等と協力、連携により、心の病に陥った職員の早期発見、早期治療と再発の防止等、心の健康づくりを効果的に行うことを目的とした実施事業ということで内規をつ

くっております。また、長野県の中ではございますけれども、市町村職員互助会のほうにも心の健康相談室というものがございます。こちらのほうでメンタルヘルスのカウンセリング等を受け付けてございますけれども、当然、希望される職員につきましては、個人的に申し込んでいただいて相談しているというようなことも聞いております。

次でございますけれども、職員の担当業務の習熟度の向上、窓口対応への指導、研修等につきましてでございます。

当面、職員の経験値によりまして、業務の習熟度は違ってきていることはあがなえないところではございます。来庁されるお客様、住民の方々におきましては、それに関係なく接しに来ているというわけではございますけれども、対応できるような職員に常にあるべきとは思いますが、中には理解度、習熟度がお客様の期待するべきレベルに達していないなというふうに感じられる場面も出てくることもあろうかと思っておりますけれども、職員の研修等については、その経験年数により、随時実施してきておるところでございます。

まず、新規採用職員につきましては、前期、後期それぞれ2日間の研修がございます。それに必ず出席するようにこちらのほうから指示を出し、今年度につきましても、3名の新規職員が出席しておるところでございます。それから、3年から7年経験した職員につきましては、一般行政職員研修ということで、同じく2日間の研修を受けさせているというところでは、採用後10年から15年の職員につきましては、中堅行政職員研修ということで、これも2日間の研修に参加するというところでございます。それから、係長におきましても、新任係長に対し係長研修2日間、それから課長におきましても、部課長研修、これは1日でございますけれども、それぞれ参加させて、それぞれの段階での学ぶべき知識、職務遂行能力の向上、それから住民との対応方法の習得等、各段階における職員としての認識について研修を行っておるところでございます。

さらには、各課の中で各業務別、それぞれ専門知識的なことが必要なものがございまして、国、または県で主催する研修会、または民間において実施される職務に必要とされる知識についての研修が必要ならば、そちらのほうの機会を捉えて参加しているというところがございます。

ちなみに、平成26年度市町村職員研修センター実施の研修参加者につきましては、職員としまして延べ25名。現在、職員は50名おりますので、約半数が参加しておるところでございます。それから、平成27年度でございますが、11月現在で18名、こちらも職員が参加しておるところでございます。

次に、行政としての姿勢や職員の執務面で、高齢者、障害者等に対する対応ということでございます。これにつきましては、当然、障害者、それから高齢者という、それぞれ段階で対応はしておるわけではございますけれども、通常の研修において、知識として習得していくものもでございます。それから、ふだんの業務の中で経験して習得していくものもあろうかと思えます。特に、直接住民の方と接していくものが多いと考えております高齢者、障害者という区別なく、職員としては接しておるといふふうに常に心がけているといふふうに思っておりますし、時には住民の方に注意を促される場面とか不快に捉えられることもあるかとは思いますが、それはそれぞれの各課、担当で反省をしながらそれぞれ行っていくといふふうに考えております。

今後ともそういう場面を見かけましたら、それぞれの議員の皆様方におかれましても、ご指導いただければと思っております。

以上、2番目のご質問に答えさせていただきました。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 今ご答弁いただきましたその内容等について、ちょっと再質問をさせていただきますが、最初の総合戦略の関係で、企業誘致の関係ですね。私も前の、今年の3月だったかな、それと12月、質問したときに、安曇野筑北地域産業集積形成活性化協議会というものについて説明といたしますか、あったんですが、具体的な内容等についてはそのときはなかったんですが、今お聞きをいたしました。

私の個人的なイメージなんですけれども、この協議会の名前が安曇野・筑北地域というふうになっていて、現実的には安曇野地域への産業集積というか、そちらが主になってしまうというか、そんなようなイメージがあるわけなんですけれども、筑北地域としてこの協議会に期待が持てるのかなとか、そういうことも考えます。それからあと、隣の筑北村の総合戦略には、雇用確保とか企業誘致という文言は見られないんですけれども、筑北村と共同をしてこの企業誘致について協議、あるいは検討をするような組織を進めていくというようなことについては考えておられませんか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、お答えさせていただきますけれども、安曇野・筑北地域の産業集積の活性化の基本計画の関係でございまして、安曇野地域が中心になりまして、麻績村、生坂村、筑北村、また長野県ですとか各商工会、県のテクノ財団アルプスハ

일랜드地域センターというような方々が参画しておる団体でございます。これにつきましては、企業立地促進法の助成支援ですとか財政支援等もございますけれども、県の各種機関との連携もありまして、人材育成ですとか、もし企業が麻績村に来たいというような場合に、県の各機関も支援をしていただけるというような計画でもございます。また、県も参画しておりますので、長野県にこのような企業が来たいというような場合には、長野県のほうから村のほうに打診がございます。そんな中で打診があったところで、庁内で連絡をとりまして、誘致可能かどうかというようなことを判断してお答えをしているというような状況でございますので、必ずしも安曇野市が中心になるというわけではなくて、広域で連携をして今進めておるといふ状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 筑北村さんとはそういったことについてはどうなんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 今現在、筑北村さんと単独で計画というような協議ということはないですが、いろいろな協議会がございますので、その中で一緒に連携をしてということをご理解いただければと思います。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 次の協力隊の関係で、ちょっと確認というか、お聞きしたいのは、評価指標に空き家の関係で登録とかそういった部分で、今現在よりかなり数が多く目標といたしますか、載っているんですけども、たまたま私も聞きますが、空き家はあるんだけど、なかなか売ったり貸したりということにならないということで、そういう現状の中でこんな高い目標があるんですが、そういった部分、家主さんが売買とか賃貸に応じてもらうというか、そういうことで空き家の活用が進むということに対する解決策といたしますか、そういったものがあるんでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ことし導入しました国庫補助事業の関係でございますが、この辺につきましては、まず数の制約、1回の事業については3戸以上というものがございまして、それとあわせて、賃貸の場合については10年以上貸しなさいという制約がございまして、家主から10年をそのまま借りるということになりますと、すぐに入ってもらえるかどうか、非常に難しい問題がございます。村が10年間借りて家賃を払って入らなかったと

いう状況も生まれないとはいりませんので、その辺のリスクが非常に大きな事業かなというふうに見ております。

ただし、今後につきまして、協力隊等、そういった確実に入ってくる状況が見受けられるようなことがございましたら、やはりこういった事業についても活用する必要があるのではないかなというふうに見込んでおります。単独事業での空き家改修という部分については、なかなか手が入らないのが実情でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） それからすみません、ちょっと私、今、前後してしまったかあれですが、協力隊の方の関係でというふうに今、言ってしまったんですが、すみません、今になってお聞きしますが、協力隊のことで先ほどご答弁ありましたけれども、隊員の方の定住ということについてが目的の半分ぐらいあるんですが、協力隊員の方たちは、この麻績村についてどういう印象といいますか、ずっとここに住み続けられるのに非常にいいところだとか、ふさわしいとか、そういったことについて、意見とか、どんなふうに思っているのかかと思っているんですが、お聞きしたいんですが。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 個々に村に対する評価は違うのかなというふうに、それは感じております。ただ、こういった中でも定着している者もいます。しかも、家族を連れて定着している者もいます。その結果を見ますと、評価的には高く評価していただいているのではないかなというふうに感じておるところです。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 例えば定住とならずに帰られる方は、いろいろご事情はあると思うんですけれども、もしここに住み続けて生活をして、村民としてずっとやっていくということについて、今この村はこうだからとか、こういうところがなかなか自分の思うような村ではないとか、そういったようなことがあれば、一番はそこら辺で、例えば働き場所とか、それから今後農業分野で従事をしていただくということもあるものですから、そういう部分で魅力ある村だということで定着がふえるような方向になっていくとすれば、定住をされる協力隊の方もふえるのではないかという部分があるものでお聞きをしたわけです。

では、次の部分にまいりますけれども、村の職員体制と執務という部分で、今、課長のほ

うから答弁ありましたけれども、今度、新しい総合事業とか、29年度からスタートするという部分があるんですが、詳しくわからないんですけれども、今度は要支援という部分が村の事業になるということで、単純に私が見れば、その分だけ人員的に必要ではないかという部分があるんですけれども、特にそういったことに今現在の業務の延長といいますか、そういった部分の中でのということでお答えがありまして、組織とかの変更はないということなんですけれども、過重な負担になるということはないんでしょうかね。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） そちらのほうの介護保険の関係で要支援の事業が村にということになるということでございますけれども、その関係につきましては、当面、当然、専門職でありますケアマネジャー等の人員が必要になってくる場合も考えられます。ただ、現在それに対応すべき人員といいますか、人材につきましては、なかなか確保できていないところもありますし、できているところもあるということで、今後不足する場合につきましては、それぞれ臨時、または嘱託の職員という形で、場合に応じて雇っていきたいというふうには考えております。ただ、現在のところにおきましては、現状の体制で賄っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 計画がこれから具体化していくという中で、そういった部分も詳しくまた決まってくるのだと思いますので、またその都度、報告といいますか、状況がわかってくると思いますので、またお聞きしますが、メンタルヘルスの関係では、先ほど、私も民間に勤めていた関係で、今こういった部分、非常に重要なものですから、組合健保なんかの中にも担当の、専門の相談員さんなんかいたりしまして、個別に秘密を守って相談してもらっていますが、行政のほうでもそういった部分というのがあるということで今お聞きしましたけれども、今現在は特にそういったことでご心配とか該当になられているというふうな、そういう心配のある方はないということですね。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 今現在、在籍しております職員の中ではおりませんというふうに私は捉えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） わかりました。

それから、3番目にちょっとお聞きをしました窓口対応等の関係なんですけれども、定期異動とか、それから新人の職員の方が窓口に出たりする場合、ふなれな部分や引き継ぎ面でスムーズにいかないということで、これは当然あると思いますけれども、例えば来庁したら担当者が不在だとか、ちょっとすぐにわからないとか、時間がかかってしまうというふうなことは当然あるわけなんですけれども、できるだけ来ていただく方に二度手間にならないようにといいますか、そういうようなことで、私が考えるには、総合窓口みたいなものが、例えばもう少し具体的なことをある程度話ができたり、電話等でそういうものができたり、それから、今日は担当の者が出ておりますのでというようなことを言ってもらえるようなこととか、来ても居なくて、また帰ってまた来るということのないような、そういった配慮といいますか、対応といいますか、そういったものも何か考えてもらっていくようなふうにしていただければというようなこともありますが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（尾岸健史君） 柳原総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 塚原議員さんのおっしゃられる総合窓口ということで、県で言われるところの、昔ありましたコンシェルジュになろうかと思うんですけれども、なかなか議員の皆様もご存じのように、職員の中で総合窓口に立てるといような全体的を把握している職員をそこに専門的に配置するということは、ちょっと不可能なのかなというふうに考えております。

ただ、現在、受付、それから会計等で対応させていただいております職員につきましては、なるべくワンストップで用事が足りるような形で、各課へ伝達し、その職員がその窓口で対応していくというふうにやらせていただいているというふうに私は考えております。

したがって、そこで時間を多少使うかもしれませんが、十分対応はできているというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） 限られた人数の中で、業務もたくさんありますので、なかなか大変なんですけれども、検討いただけるようなことがあればぜひお願いしたいと思うんですけれども。

最後になりますけれども、高齢者、障害者への行政姿勢や執務ということでお聞きをしましたけれども、高齢者の方には、先ほど申しました介護分野の新しい総合事業が関係してき

ますし、障害やハンデを持つ方には福祉面もありますし、そのほかにいろいろな分野などで活躍して頑張っている方もおられるということで、そういった方への支援とか応援ということも重要ではないかというふうに思います。

今後、国は国政の根幹分野の社会保障を市町村の責任に移していくというような方向ではないかと思いますが、これまで以上に高齢者、障害者に一層寄り添い、バックアップを行うというようなこと、村の行政方針や姿勢が村民から求められるというふうに思いますので、改めて高齢者、障害者に対して、村として、これまでの延長線上でなく、1歩、2歩前進した、他の自治体に胸を張れるような施策や対応を進めていただきたいというふうに思います。これは村長さんにその辺のお気持ちといいますか、お聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まさに麻績村は今、高齢化率が42%を超しております。こうした中で、高齢者の皆さんが生き生きと尊厳を持って生きていただくためにも、高齢者対策、しっかりやっていかなければいけないと、こう思っていますし、それから、障害者に対しましても、それぞれの立場でご活躍しているわけがございますから、そういった皆さんもご支援していければ、していかなければいけないと、こう思っております。

実はきょうも、もう既にご承知かと思いますが、麻績村からランナーズ賞という、本当に素晴らしい賞をもらった関崎さんの親子がきょう、その報告に来ていただけるということでございますが、実は障害を持った子を家族そろって育てておられるという、本当に努力されて、皆さんで努力されているという家族もいらっしゃいます。そして、全国のレースに出て、それも黙々とご自分の努力でされておると。そして、障害を持っている子供に対してこれからの地域で生きていかれる、そんな努力をされている方もいらっしゃいます。本当に頭の下がる思いであります。そういった方に対しましても、ご支援をしていかなければいけないかなと、そう思っておりますが、どちらかという、自分でできることは自分でやりますと、そんな方も多いわけでございます。今おっしゃられたようなことを、これからは行政の中に取り入れていきたいと、こう思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○3番（塚原利彦君） この前、策定された総合戦略、それから村の職員体制ということで伺いましたけれども、いずれにしましても、村は住民と直接接する役所ですので、ぜひ麻績村の行政と村民の協働ということ掲げているわけですから、村民もより村政に参加をできる

ように、そして職員の皆さんも心身の健康に努めていただいて、村民の期待に応じて業務に携わっていただきたいということを申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（尾岸健史君） 3番、塚原利彦議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 塚 原 義 昭 君

○議長（尾岸健史君） 続きまして、5番、塚原義昭議員の一般質問を許可します。

5番、塚原議員。

〔5番 塚原義昭君 登壇〕

○5番（塚原義昭君） 5番、塚原義昭です。通告により質問を行います。

質問事項の1ですが、地方創生の一環である人口減少対策の地方版総合戦略が当村でも策定されました。人口ビジョン及び総合戦略についてお尋ねします。

きょうは各議員、質問が重なっておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

趣旨の一つでございますが、総合戦略策定に当たり、まず人口の現状分析を行い、人口の将来を展望するを示すこと、すなわち、人口ビジョンを策定することがポイントとなっております。今回示された人口予測と目標設定人口の考え方についてお願ひします。

2点目でございますが、総合戦略の目標設定の策定について、どのような検討方法を経て策定されたのか、また、今後どのように進めるのかお伺ひします。

3点目でございますが、この総合戦略もことしから5カ年計画となっておりますが、多岐にわたったの内容になっております。主眼と主な施策について伺ひます。人口ビジョンでは2060年を見据えていくわけですが、その礎となる総合戦略の5カ年です。どのような視点を持って重要施策を進めるのかお伺ひします。

4点目でございます。総合戦略の効果検証を実施すべきとされています。今後の進捗状況の把握と目標、管理方法について、以上4点伺ひます。

質問事項2でございますが、T P Pについて伺ひます。

T P Pが大筋合意され、農業、特に中山間地では米の再生産等への影響が大きく、致命的な状況になると懸念されています。リンゴ栽培への影響も懸念されています。このことは、国が挙げる地方創生に逆行し、町、いわゆる地域の維持、活性化への影響、人への影響、仕事への影響も考えられます。当村での農業の重要性は高く、主力品目の稲作、リンゴ栽培が

その渦中になるわけです。

以下3点お願いします。

大筋合意が当村農業に与える影響について、2点目、中山間地農業への影響が特に大きいと言われていますが、必要な施策について、3点目、総合戦略での農業の位置づけについて、以上3点についてお尋ねします。

再質問は自席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 塚原議員さんのご質問に答えさせていただきます。

まず最初のご質問であります麻績村人口ビジョン及び麻績村総合戦略についてでございます。

麻績村総合戦略における人口ビジョン、これにつきましては、評価が分かれるものと思っております。予測について消極的ではないのかということ、また、この数値に対しましては、本当にここまでいけるのかと、無理ではないかと、こういったことがおっしゃられるのかなと、こう思っております。また、この数値の設定につきましては、各自治体で考えが異なっているというふうに思っております。

麻績村におきましては、人口の自然増減、社会増減の実態、それから出生率や高齢化の推移などから分析、予測をし、さらに若者定住施策など、積極的に取り入れて行った場合の人口動向など、幅広い検討がされて予測数値を出しておるわけでありまして。

今後はこの数値を目指して各種の事業が展開されてまいりますし、必要であれば見直しをしていくということになっておるわけでございます。

ご質問の詳細につきましては、村づくり推進課長から答えさせていただきます。

2つ目のご質問でございます。TPPについてでございます。

TPP、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を受けまして、農水省は農産物への影響をまとめたわけでありまして、多くの品目で影響は限定的としつつも、価格の下落する可能性のある品目もあるということになっております。

実は、これにつきましては、まだ全てが明らかになっているわけではありませんので、具体的には申し上げられないわけでございますが、国の発表によりますと、このために農水省では新たな対策や輸入品としての競争力の強化を目指すということになっているわけであり

ます。

麻績村の主要農産物であります主食用の米につきましては、関税やミニマムアクセス制度の従前との変わりはないわけですが、TPP合意によって、年間7万8,400トンの輸入枠が増大するということになります。この輸入枠がふえると、国産米の価格低下ということにつながることから、備蓄用の買い入れで影響を抑えていくということを国は言っているわけであります。

また、リンゴにつきましては、協定発効1年目に関税が25%削減され、11年目に撤廃となるということですが、国産リンゴは品質面で国際的に高い競争力を持っていることから、影響は限定的ということを行っているわけであります。

野菜につきましては、3%の関税が協定発効後直ちに撤廃されるわけですが、既に輸入量がほとんど占めている作物、それからまた、収穫時期が国産と異なっている作物が多いということから、これも影響は限定的と言われているわけであります。

また、安倍総理は、日本国内で影響が大きいとされている米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、いわゆる重要5品目ですが、これにつきましては、関税撤廃の例外とすることができたとした上で、国内農業への影響を最小限に抑えるということにしているわけであります。

実は、きょうの報道にもありますように、これらにつきましても、新たな制度を考えていくということがきょう、発表されているわけです。

こうしたことから、協定発効後直ちに大きな影響を受けるということはないというふうに考えられるわけですが、耕作条件が不利な中山間地域の農業には、他の要因も加わり、厳しさは増していくというふうに思っております。他の要因といいますと、これらが主になるのではないのかなと、そう思っております。

具体的には、米につきましては、主食とする人口と1人当たりの消費量が大きく従前から減少しているということでありますから、これは余剰となり、価格低下に現在なっているわけでありますし、他の農作物につきましても、従事者が高齢化、それから生産量と品質の低下、いわゆるこういったことにつながっていくのではないかなと、そのように考えているわけであります。

こうした中、麻績村の農業をどうしていくのかということになるわけですが、これからは農家自身が従前の考えを大きく変えていかなければいけない、そんな時代になっているのではないかと考えているわけです。全国の先進例、これらを見ますと、国内外の消費の

動向を的確に捉えまして、作付品目の転換をしております。しかも、品質面でも高い競争力を持ち、出荷時期でも有利になるような工夫を凝らしているわけでありまして。国際競争にも勝てる農家にとりましては、T P P 歓迎という声もあるわけでありまして。

麻績村でも今後、各農家がこうした農業に転換していけるかどうかということにかかっているのではないかなど、こう思っているわけですね。麻績村は独特の気候条件と地形、地質、大都市圏への恵まれた交通アクセスという強みはあるわけでありまして。麻績村の農業の一番の課題は、人、いわゆる農業従事者の不足、高齢化、後継者不足、これらが主なものではないのかなどこう考えているわけでありまして。

まずは、ここに明るさが見える施策が必要であり、早急に具体的な展開をしていきたいと考えているわけでありまして。

今回の補正予算でもお願いしておりますN P O法人立ち上げも、実はその辺を狙っているわけでありまして、まずはこの法人では農業後継者の育成、そして定着、それから荒廃農地の抑制、まずはここからスタートしていきたいと、こう考えているわけですね。

また、将来に向けましては、新品目への転換、いわゆる新品目の栽培、それから販路の拡大、それから農村農業の活性化、いわゆるこういったことを図られるよう、全村図っていきたいというふうに思っておりますし、こうしたことが全村に広がることを願っているわけでありまして。

長々申し上げたわけですが、T P P 合意により、いずれは関税撤廃の時代は来るというふうに考えております。そのときに生き残れる農家になれるかどうかということは、農家自身も真剣に考えていただかなければならないことだと、そう思っているわけでありまして。

村でも、でき得る限りの支援を申し上げ、そしてまた、村として努力することはしなければいけないと、こう考えております。どうか議会を初め、関係機関、村民皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げます。T P P の今後の動きなど、詳細につきましては、振興課長から答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 私のほうから、人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生戦略について、補足説明をさせていただきます。

まず、人口ビジョンの位置づけでございます。過去のデータによりまして、国立社会保

障・人口問題研究所、また、日本創生会議で推計された数値によって、麻績村の人口、2040年には1,700人程度、2060年には1,100人を見込むというような数値が出されたわけがございます。国では、国民希望出生率を1.8とした中、我が国の人口推計と長期的な見通しということで、2060年、総人口が8,700万人まで減少すると見込みました。仮に2030年に出生率が1.8程度、2040年に2.07まで上昇すると、2060年、総人口約1億200万人となり、長期的に9,000万人で安定的に推移するものと推測されるとして、国自体は、この目標という言い方はしませんで、長期的な見通しについて、推計されるというような言い方で説明をしております。

それで、地方には目標を立てろというような説明で来ておりまして、県では県民希望出生率が1.84として目標設定を出生率、2025年1.84、2035年に2.07としています。

当村におきましては、目標の過去1度も2.07に達したことはございません。過去30年の最大値が1.78となっております、この過去に最大値であった1.78、何とか到達するように努力してまいりたいというふうに考え、この目標数値にさせていただきました。

しかし、現状、この目標数値は、非常に厳しい数値だなということは担当課としましては認識しているところでございます。

今後、若者定住住宅に入居できる者、これから出産を迎える家庭も多く、また、協力隊のさらなる定着を希望しているところでもございます。今後新たな対策を研究しながらいけなかなというところは考えて、現在進めているところでございます。

ちなみに、他市町村の状況でございます。一番低い目標と一番高い目標だけちょっとご紹介させていただきます。

県では77市町村ございまして、10月末、39市町村が策定済みという状況となっております。一番低い小諸市さん、これが1.71、それから一番高いところが生坂村さんの2.19というような目標数値を出しております。ちなみに、14市町村が全てこの2.07という数値の目標ということでつくっております。目標数値の設定につきましては、人口を維持できるとされる2.07、あるいは住民の希望、そして行政が達成できると思われるような見込みの数値というようなことで、さまざまな状況でございます。

総合戦略の目標設定、施策、経過と今後の進め方ということでございます。

目標設定の経過でございます。

当村では、振興計画に目標値を設定したもので、人口計画と戦略とは同様のものがございます。また、今住んでいる村民に住んでよかった、暮らしやすいと評価でき、発信していた

だくことが最大の宣伝効果が生まれるというふうに考えております。

設定した目標値につきましては、初めてのことで非常に達成するか難しいところがございます。今後とも、研究しながら進めていきたいかなというふうに考えております。

今後の進め方でございます。

村の振興計画に基づき、国・県や社会情勢に合わせ、緊急性の高い事業から予算編成が行われます。また、地方創生に関する交付金につきましては、各省庁へ配分され、今後実施されてまいります。新型交付金事業につきましても、本年度上乘せ交付金事業で実施されました先行型事業が基本となると想定しております。

総合戦略、5カ年と主眼と主な施策についてでございます。国は今回の戦略におきまして、まち・ひと・しごと創生といいまして、仕事と人の好循環を確立する、まず、地方における仕事づくりから着手するというように説明が入っております。塚原利彦議員の質問にもございました企業誘致、または村民の企業、村内企業の正規社員の増員というような、これら非常に難しい問題がここにあるのではないのかな、当村におきましてもあるのではないかなと見ております。

村では地域の利便性を生かし、住宅整備を行っております。出産、健康、子育てを充実し、居住地として整備を行っております。また、安心・安全の村づくりに重点を置いておるところでございます。

進捗状況の把握と目標管理の方法についてでございます。

進捗状況の管理ですが、村で展開する全ての事業実績を今後示しながら進捗を把握していきたいというふうに考えております。また、国が設置を求めました産官学金労言の立場の審議会、また、振興計画を策定する際に設置する振興計画審議会におきましても、同様なものを示して、今後進めていきたいと考えております。

今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうからT P P交渉の関係の経過等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

10月の大筋合意を受けまして、国内では総合対策本部より、総合的なT P P関連施策大綱が11月に示されておるところでございます。それを受けまして、農林省関係では、11月27日に第1回目の説明会が開催されておまして、年明けには各ブロック会議、各県におきま

す説明会が開かれる予定になっておるということを聞いておるところでございます。また、総合的な大綱で示されております農林水産業関係の施策展開におきましては、来年秋に具体的な内容が詰めるということになっておりますけれども、本日の新聞紙上でもございますけれども、一部対策が補正予算等で示されるというようなこともございますので、情報収集を進めながら、そのような対応も担当課でしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） それでは、再質問させていただきますが、最初に人口ビジョンなり総合戦略の策定に当たっての前段の3番議員からちょっと話があったわけですが、いろいろ見ますと、今回の策定で一番大切なところはどこかというところを見ますと、地域にしっかり根をおろして村民なり企業等を、全員の参加で地域挙げて計画、村づくりを進めることが大切ではないかと、このように言われておるわけですが、今回策定に当たって、そこら辺はどのように捉えて進めたのか答弁をお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 一昨年前でございますが、振興計画におきまして、非常に長期間にわたりまして村のアンケート、それから審議会、大勢の方の審議委員の方に協議をしていただきまして進めてまいりました。これが振興計画の村における最大の計画でございます。この計画を達成するために、一番は進めていかななくてはならないのかなど。この振興計画に基づいて、各種さまざまな計画が策定されているというふうに私は認識をしております。

ですので、この振興計画で協議されたものは、やはり村の方々のご意見が詰まった計画というふうに捉えています。また、ここで地方創生ということでお集まりいただくことも考えましたが、この振興計画を中心に進めていくことが、まずは大切なことではないのかなというふうに考えた次第でございます。

また、この地方創生ということで、今、国で昨年の12月からこうやって騒がれているところでございますが、人口が減少ということにつきましては、もう数十年前から地方におきましては減少するということがもう見込まれておきまして、どこもかしこもこの人口増に対する政策を進めてきております。これこそ、地方における地方創生というふうに私は見ております。中には出産祝い金、これはもう全ての町村でやっております。そして、福祉医療、

これも中には高校生まで支給しているところもございます。各種さまざまな展開をする中でも、やはりどこの地方においても、人口が減少しているということを本当に考えながら進めてきているのが実情でないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 総合戦略は振興計画をスライドしたということ、その時点で住民も交えて検討されたという、これは理解するわけですが、今回新たに人口ビジョンなり総合戦略を策定しろという中に、要件としてはしっかり住民と、またはその地域との連携をとれという要件にもなっておるわけでございまして、新たにいろいろな情勢もつなぎながら住民の意見を聞く必要があったのではないかと、このように考えるわけで、既にでき上がっておりますので、あえてこれ以上は申し上げませんが、例えば国の10月末までの策定結果を見ましても、全市町村の41%ですか、県下見ましても50%に満たないと。この結果を見ても、内容はまだ住民との、いわゆる十分な協議ができ上がっていないから間に合わない、こういうところが多いわけございまして、そういうところも今後の計画を進める中では重要ではないかというふうに私は感じましたので、今、質問したわけでございます。

それでは、次の質問に入りますけれども、人口ビジョン関連につきまして、細かなデータに基づいてそれぞれ人口設定されまして、そのことについては特段異論はないわけでございますが、特に人口ビジョンの中に、人口減少の中で地域がどのような姿になるか、またはその過程でどのような村を目指すかというものを示すようになっていきますね。いわゆる人口減が地域に与える影響の分析、考察を行った上で、目指すべき将来の方向性を示すということになっていきますが、影響の分析、考察から見えたもの、そして方向性では分析、考察の中から新たな方向性も検討されたのか、長期的な視点も含めた中で、今回のビジョンの中でどのように捉えたかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 基本的な考えでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思いますが、まず、今回の地方創生を国のほうで打ち出したわけでございますが、実は麻績村は、前から申し上げているように、国がこういうことをやらなければいけないという必要性で、今回この事業になったわけでありまして、麻績村は既に4年、5年、もっと前からこの必要性があつて村は動き出しているわけでありまして。これは人口がどんどん減少して

いく、そして地域が衰退していくという、こういう中で、この麻績村をどうしていくかということであるわけでありまして、いわゆる若者の定住でありますとか、あるいは具体的なことを申し上げますと、ふるさと納税制度、こういった制度でありますとか、もろもろ、子育てでありますとか教育関係でありますとか、今回も地方創生でそういうことが求められているわけですが、もう既に麻績村ではそういった施策を始めているわけでありまして、こういうことがもう既に必要なんだということで始めているわけですが、ようやく国の今回の地方創生の中にも、こういったことが具体的に示されてきたということで、実はそれらにつきましても、先ほど課長が申し上げたように、麻績村につきましても、一番基本となる振興計画、この中にもうほとんど全てが盛り込まれているということであるわけでありまして、これを確実に実行に移していくことが地方創生、麻績村における創生になっていくのではないかと、こんな考え方で今日まで進めているわけでありまして。

当然、振興計画もそうでありまして、地方創生のこの戦略の計画もそうでありまして、それぞれ1年、2年、そのことを見直しをしていかなければいけないと、こう考えているわけでありまして。

今後はそれぞれ今、事業の実施をしているわけでありまして、P D C A、これによってその内容を細かく検証していきたいと、こう考えているわけですので、お願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 先駆的に取り組んできたということは十分理解しますが、この事業に当たって、その事業に住民がどこまでかかわるかということの過程が重要ではないかと。いわゆる住民みんなが関心を持って進めるという点で、今後、今までの6次計画かもしれませんが、新たに地方創生、地方版の戦略が策定されたわけですので、そのものについての村民の理解なりかかわりというものはどのような予定、計画、説明なり計画しているわけでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今後の広報の方法でございます。人口ビジョン、あるいは総合戦略につきましても、非常にこれはボリュームがたくさんなものでございます。現在、ホームページに掲載はしてございますが、村の広報のほうにこれをまとめた分野で広報に入ってもらいたいかなというふうに考えております。また、今年度、半年の経過の中ではあ

りますけれども、来年4月、5月ぐらいにはもう一度この審議会を開きまして、ことしの経過等を説明しながら進めていきたいかなというふうにも考えています。

また、振興計画がこの30年から後期がまた始まってまいります。ここの分野につきましても、29年にはまた改めて村民の皆様方にアンケート等を実施をしてご意見をいただきながら、後期計画を立てていくという状況に入っておりますので、あわせてこの戦略の内容、そして同様に進めている内容についてご審議をいただく予定でいるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 今後アンケート等をさらにとっていきたいというようなことは、ホームページというのは限られた人でございますし、ダイジェスト版ですか、それぞれ各戸へ配布ということですが、それでわかっていたいただければ申し分ないわけですが、何らかの機会に推進していく上にも説明はしていただいたほうがいいのではないかと、このように考えます。

それでは、次の質問に入りますが、総合戦略について、6次計画をスライドしたということでございますが、数年経過しているわけでございますが、その6次計画の検証もしているということは前々から答弁いただいております。

それで、今回新たに策定された数値目標が出されましたので、そのものについては、細部にわたった検証がされたというふうに理解しております。そうでない細かないろいろな部分が文書化されておりますが、そのものについて、客観的な評価はどのように捉えておるのでしょうか。そういう中で見直しの必要性はなかったかどうかということをお聞きしたいと思いますが、答弁よろしく申し上げます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） この見直しというところでございます。これは、先ほどもいいましたけれども、この5月ぐらいにはもう一度するところでございます。また、今、県との調整も入っております、県の戦略につきましても、この3月改定するというような状況で、県の事業等もなかなかこの中には含まれてきておりません。そんな関係もございまして、あわせて全体を見直す機会は今後ともさらにありますので、見直しをしながら進めていきたいかなというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 分析、検証したと言えましたということになるかもしれませんが、そ

ういうものを文書化とか、そういうことは今後する予定はないわけですか。いろいろ村民にわかりやすくして、これだけ村がいろいろ6次の事業をやって村民の期待に応えたというところの明確なものを示しながら、村民に満足いただいていくということが今後の人口にも影響しますし、地域づくりも影響すると思いますが、そういう考え方について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 宮下村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 地方創生というお話でございます。この地方創生、村全般の事業が全てが私どもは地方創生というふうに考えております。例えば緊急度の高かった分野の安全・安心な村づくりということで、一昨日、野口橋ですか完成をしまして、また、健康分野におきましても、さまざまな健診で力を入れてきております。そんなこと自体が全てが地方創生の安心・安全の村づくりというふうに捉えて、今後とも広報して村の進め方については村民の皆様にご理解をいただけるように進めていきたいかなというふうに考えます。以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） そんなことで、できるだけ細かな情報伝達をいただければと、このことによって、村民も一緒になって村づくりというところにつながるのではないかと思いますので、ぜひ6次についての内容についてもご検討いただければというふうに思っております。

次の質問に入りますが、5カ年計画における主な施策について、若者定住促進事業なり積極的に今、取り組んでいただいておりますし、安全・安心な村をつくるということについては理解するわけですが、今回の総合戦略の中で、先ほども難しいということですが、雇用なり産業面での施策というものについての検討は、難しいかもしれませんが、検討はしたということですので理解していいわけですか。どこまで検討されたのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 非常に、どこまでという分野で、何と私もお答えしているのかわからないんですが、企業誘致につきましても、さまざまな分野においてご質問等いただいているところでございます。村の土地利用というような分野におきまして、その辺のところを検討して、各地域をこんな開発、今後の計画が必要ではないかというような場面、土地利用計画等で進めているところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 企業誘致ということについて答えさせていただきます。

おっしゃられるとおり、大きな企業がこの麻績の地に来ていただくということは、これは皆さんが望んでいることでもありますし、行政も当然そういったことについては力を入れていくと、それから、いつでもそういったことに応えられるような体制、先ほども申し上げましたが、広域で進めるとか、そういったことで、あるいは税の優遇とか、そういったことで準備はしているわけでありまして、しかし、企業誘致というのは相手があることでありまして、こちらの思うようにならないというのが実態であるわけですね。

そうした中で、ならば企業、いわゆる暮らしのためにどうするかということになるわけですが、できればそういった企業の誘致とあわせて、それぞれこの地域、やはり基幹産業は農業でありますから、農業でも生活が成り立っていくというような農業がここで展開されることが、この地域の産業とともに、この地域が発展していくことであると、そのように考えているわけですね。ですから、農業ということも産業の一つということをぜひ考えていただきたいし、村民の皆さんも、この地域産業を何とかしていきたいという思いになっていただきたいという思いはしているわけです。

それと、広域での企業誘致ということをお願いしているわけですが、今、全て広域なんですね。実は麻績村にも若い人たちが最近、大勢入ってきていただいておりますが、そういった皆さんの考えを聞くと、通勤時間が1時間以内は当たり前だというふうに考えていらっしゃるわけですね。ですから、いい企業であれば、1時間以内の場所にいれば、勤めていくというのは、もう当たり前なんですね。ですから、それよりもこの地域としては、住んでよし、住みやすい、安心して住める、そういった地域を目指していく、まさにこれが広域の考え方であるわけですね。この地域は住む場所、この地域は工業地帯、あるいはそのほかにもいろいろあるでしょうけれども、そういったことで広域で手を握っていくということになるのではないかなと、そう思っているんです。1カ所で全てをとということは、非常に難しいのではないかなと、この考えております。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 私も今の答弁のとおりだというふうに思いますので、ぜひそんなことで、地域から選ばれる麻績村を形成していただければ、これは一番いいのではないかと、このように思っております。

続きまして、目標管理について、1点お伺いしたいと思います。今回一番、各方面で言

われていることは、総合戦略が絵に描いた餅で終わってはいけなと、こういうことでございます。したがって、実現をどう図るか、図っていかなければいけない施策だというふうになるわけで、そういう面では、検証が重要になってくるわけでございますが、検証の仕方ですね、問題は。隔年実施すると思ひますし、その評価に村民といひますか、住民の目といひものを含めて行ふのか、そういう中で見直しが必要ならば見直しをしたり、または全村民に情報公開をするならしていかなければいけないと、このように考えるわけですが、そこら辺の考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 塚原議員のおっしゃるとおり、住民を交えて検証してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 願ひします。

続きまして、農業関係につきまして再質問させていただきますが、TPPに対する影響といふことで答弁いただいたわけでございますが、農水省からも影響はあるという報道もされておるわけでございますし、JAグループでも、例えば米では県内33億とカリソゴでは116億の減少額になるというふうなことで、いろいろ考えると、影響は甚大だといふふう考えるわけですが、こういう状況下の中で、国への対策の必要性については、農業者なり関係諸団体から強い要請が出ているところだと思ひます。

政府も、農業については守り、そして成長産業として確立を進めたいといふような意向でございますし、先ほど村長から答弁ありましたとおり、産業の大きなものは農業だといふことで、まさにそのとおりだといふふう思ひます。

したがって、当村でも最大の資源だといふふう思ひますので、この農業は必要不可欠なものであるといふふう考えるわけで、先ほど答弁ありましたとおり、農家の主体性もそうですし、そこに住民ですね、麻績村の住民、また行政が一体となってそこに向かう必要があるだろうといふふう私自身は考えるわけでございますが、そういう中で、できる限りの情報を伝達してもらって一緒に考えてもらおうといふ、この手段が重要ではないかといふふう思ひますが、その情報伝達については、どのような考え方を持っているかお聞きしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 情報伝達の方法ということでございますが、国では、漏れ聞きま  
すところによりますと、年内に影響額を出してくるというようなこともございます。また、  
県でもそれに伴って影響の試算をするというような情報もございますので、また、細かな内  
容につきましても、年明けには発表になるというようなこともございます。

そんなようなところもございますので、情報が入り次第、関係機関と協議しながら、また  
情報発信に努めてまいりたいなというふう考えております。また具体的なものについては、  
今後、状況を見ながら検討してまいりたいというふう考えております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 中山間地農業の施策について、ちょっと再質問させていただきますが、  
農業センサスを見てみたわけでございますが、ことしにつきましては速報値ということでご  
ざいますのであれですが、2010年度を見ますと、農業就業人口につきましては710人でござ  
いました。その前の2005年の調査では800人ということですが、総人口も減少しております  
ので、人口に占める割合を見ますと、依然、高い数値だというふうに思っております。

それから、先ほども高齢化というような話も出ておまして、2010年では平均年齢が71  
歳、2005年の調査より4歳ほど伸びていますので、今回の調査ではどうなるかと、70代半  
ばになるのか、本当に超高齢化になっておるということですが、しかし、主幹産業でござい  
ますし、農業に対する思いというものは非常に強いものがあるというふうに思っております。  
地域維持の力になっていると思いますし、健康長寿にもつながっておると。人口構成上、重  
要な位置づけになっているのではないかとこのように思います。

しかし、今回のTPPの合意によりまして、生産意欲というものが変わってくるかという  
ふう思うわけでございますが、しかし、国も中山間地農業への支援は強力に進めたいとい  
うふうに言っております。したがって、村として対策も、先ほど答弁もいただいたわけでご  
ざいます。必要性は非常に高いというふうに感じます。元気の出るような支援策をぜひお  
願いしたいわけでございますが、今後、関係機関との協議はどのように検討を行っていくか、  
いわゆる経済団体もありますし、行政だけで進めていくということは非常に、そのもの対  
しては非常に困難もあるかと思っておりますので、その連携等についてはどのように考えているか、  
ちょっと答弁をお願いします。

○議長（尾岸健史君） 宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 議員おっしゃるとおり、農業センサスでは、速報値ではありません

けれども、農家戸数も約14.5%ほど減少しておるといようなこともございますし、最近の米の作付状況を見ましても、10ヘクタール以上の面積減というような大変厳しい状況にはなってきたところがございます。

先ほども村長申しましたけれども、今後、中山間地農業をどういうふうにしていくかということがございますけれども、やはり行政だけでは難しい部分があります。今、地域の皆さんで取り入れていただいております国の多面的機能の支払い交付金、中山間直接支払、多面的支払交付金等の実施しておられる地区もございますので、そのような地区とも連携をして、また、農協さん等もございますので、そういうところとも連携し、また、県とも情報収集というような連携をしていかなければ、どうしても中山間地農業の対策はとれていかないというふうに考えておりますので、引き続き地域を守るといことで連携を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 次に、総合戦略の中で質問させていただきますが、その中に6次産業の推進なり担い手への支援、関係機関との連携等が上げられて、地域の活性化を図っていききたいというふうになっております。まさにこの取り組みが今後必要だろうというふうに思いますが、現況についてちょっとお聞きしたいわけですが、既に軌道に乗っているもの、現在力を入れているもの、今後計画遂行上、重点的に取り組みたいものにつきまして、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

宮下振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 6次産業化につきましても、大変厳しい状況であるという状況ではございます。村内の状況におきましては、村内の各種団体の皆さんでおやき初め、地域の産物をやっただいていただいているところがございますが、最近では、昨日でも新聞紙上でありました麻績のお米でお酒ですとか、以前からあります麻績郷というようなものも頑張っておられる団体もありますので、そのような状況ではございますが、なかなか厳しい状況であると認識しております。

○議長（尾岸健史君） 塚原議員。

○5番（塚原義昭君） 課題の多い農業ですけれども、ぜひご尽力いただければというふうに思います。

全体を通じまして、今回いろいろ総合戦略についてお聞きしたわけでございますが、その

こと一つ一つが村民の生活の豊かさにつながってくるものだというふうに考えております。  
人口減少というものは続くかもしれませんが、村内外から選ばれ続ける村であっても  
raitaitaiというふうに考えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 5番、塚原義昭議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩をとります。

再開は10時50分といたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（尾岸健史君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 峰 田 昶 君

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問を許可します。

6番、峰田議員。

〔6番 峰田 昶君 登壇〕

○6番（峰田 昶君） 6番、峰田でございます。

麻績村人口ビジョンと定住策について、麻績村総合戦略における安全で安心できる生活環境としての自助努力に対する支援について、それから、行政への村民の参加度について質問いたしたいと思います。

麻績村人口ビジョンと定住策につきましては、若者定住住宅への申し込みほか、今の状況について、それから、入居希望者ですね、実際に今年度も10軒あるわけですがけれども、今、8軒が申し込まれているかと思っておりますけれども、その状況について、それから、長野県でも力を入れていますが、11月23日に銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースで麻績村の出展があったと思うんですが、そのときのPRなりによりまして、移住者まではい

かなくても、田舎暮らしを希望するなど、感想はどうであったか等をお聞きしたいと思います。さらに、今後の人口減少を食いとめるために行う定住策について、拡大していくのか、村長のお考えをお聞きします。

質問は通告のとおりでございますので、自席で一問一答方式でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今お話のしました内容に加えまして、77市町村ある長野県の影響度のシミュレーションの表に麻績村の評価が出ています。ちょっと特異な位置にありまして、自然増と社会増減の関係ですけれども、この表についての意見というか、考え方、あわせて、先ほど質問しました内容についてのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、1番、麻績村人口ビジョンと定住策についての、まず概要について、私から述べさせていただきますと思います。

今後予測される人口減少を抑えていくためには、また、活力ある地域存続するには、若者定住が何よりも重要であるということでもあります。そのための施策につきましては、住宅政策以外でも多くの策が必要であるというわけでありまして、実は国の地方創生施策、これらについてはもう既に麻績村で始めている施策そのものであると、こう考えているわけであり

ます。

議員からも貴重なご提言をいただくということでございますが、子育て世帯の方々や関係機関からも幅広いご提案をいただいております。

今後は財政、財源、いわゆるこれらのめどがつかましたら、施策に向けていろいろなことを検討していきたいと、このように思っているわけです。まず最近始めました子育て支援金及び出産祝い金の交付、あるいは保育料の無料化、それから育児支援、それからひだまりの運営、それから予防接種事業ほか医療費の支援、それから教育環境の充実、いわゆるこういったことをまず定着をしていきたいなど、こう考えているわけであり

ます。

ご質問の内容、それぞれ関係する村づくり推進課長、住民課長、振興課長、教育長等から答えさせていただきますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の関係でございます。まず、人口ビジョンの若者定住策というところで、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、若者定住策につきましては、この事業につきまして着手が、平成22年から着手をし

でございます。設計から始まりまして、23年には7棟、24年には4棟、25年には2棟、26年度には本町地区に用地を取得しまして4棟建設、現在、条例上17棟を建設してございます。地区別に言いますと、天王に13、本町に4棟というような状況となっております。この27年度におきまして、議員さんからも出ました10棟の建設、そして28年度には10棟の建設を予定してございます。若者定住促進住宅、総計37棟で今現在計画を進めて動いているところでございます。

空き家を活用した関係でございますが、さきの議員さんのご質問等にもございましたけれども、空き家活用若者定住促進住宅整備事業を導入して、若者世帯に貸し出す家主さんへの補助ということで行ってきた次第でございます。

それと、先ほどの銀座NAGANOの関係でございます。銀座NAGANO、ふるさと納税をしてくださった方に参加を呼びかけまして、行った次第でございます。総勢40人が参加をしていただきまして、麻績の味、それから定住策、子育て支援策等を申し上げながら、ぜひまたご紹介をいただきたいということで、一日終わった次第であります。

すぐに結果が出るということではございません。今後ともいろいろな場面で銀座NAGANO、県の事業でやっているところでございますので、PRを兼ねていきたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、住民課で行っております若者定住促進のための、いわゆる子育て関連の施策について、現状と今後について申し上げさせていただきます。

住民課で現在実施しております独自の子育て支援施策につきましては、次のとおりです。

1点目は、出産祝い金、それから3歳までの育児支援金、それから2番目といたしましては、福祉医療費、いわゆる義務教育修了までの上乘せ実施をしております、入院につきましては、18歳までというふうになっております。あと、このほかに必要に応じまして、いわゆる養育支援のための訪問事業、これにつきましては、なかなか子育てが核家族等がふえておまして、うまくいかないといったような悩みを持つお母さん方がおられます。その方々のために、いわゆる乳児全戸訪問のほかに、必要に応じて養育支援のための訪問事業を、保健師を中心に、助産師等まで含めまして実施をしております。あとそれと、2番目としましては、それからあと、養育医療、これにつきましては、出産時に病気を持って生まれてきたようなお子さん方につきましては、別途手厚い医療支援を行っております。それと、平成27

年度から開始されましたけれども、これも広い意味での子育て支援の一環であるというふうに認識しておりますが、不妊治療の支援事業がございます。

今後、麻績村では若者定住促進住宅などへの入居により、一気に子育て世代が増加してまいります。特に課題があるのは、先ほど申し上げましたように、核家族化等もありまして、周囲になかなか支える親族等がおらないというようなことが課題であるであろうというふうに思っています。住民課といたしましては、新たに麻績村の住民となった方々が地域になじめますように、また、子育て等の悩み等に十分対応させていただけるように、母子保健対応の保健師を中心に、ソフト面での支援を充実するように心がけていきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、私のほうから若者定住促進住宅の現状について、補足をさせていただきたいと思えます。

若者定住促進住宅につきましては、今現在、天王地区に13戸、本町地区に26年度まで4戸ということで、27年度第1期分2戸を募集しまして決定しております。28年度2期分ということで8戸を募集しまして、12月入居分、1月入居分、3月入居分等で募集をいたしまして、全て3月までの入居が決定しております。28年度末で若者定住住宅、合計で27戸になる予定でございます。

内訳でございますけれども、世帯人員としては、現在のところ81人、中学生以下のお子様につきましては28人ということで、ほかに出産予定の方が何人かおられるというような状況でございます。

それと、応募状況ということでございます。23年度から応募を開始しまして、1.1倍から5.5倍までというような状況でございまして、本年度につきましては、1期の2戸に対して11件が応募あって5.5倍と、2期につきましては、8件に対して10件の応募で1.25倍というような状況になっておるところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから、教育委員関係の子育て、教育関係で若干補足をさせていただきたいと思えます。

教育委員会関係におけます子育て支援につきましては、第6次振興計画基本に総合戦略、また、子ども子育て支援計画などの計画が策定されております。それぞれの計画に沿って環境整備、また、施設整備など、事業の調整を行いながら、計画性を持ちながら進めておる次

第でございます。

そんな中でも、平成27年度には保育料の無料化、そして子育て支援拠点事業、ひだまり広場の開設、そして現在、麻績小学校の体育館天井の改修工事、そして中学校においては、地域未来塾授業ということで、土曜授業の開催等のことを始めまして、各事業の充実を図る中で、あわせて施設整備も進めております。

こんな形で、子どもたちが安心して安全に伸び伸びと学習できる環境づくり、そして学力向上につながるよう努力しております。

そして現在、麻績村総合教育会議において、麻績村教育大綱の策定の検討を進めております。年度末には大綱が制定される予定となっておりますので、現時点におきましての子育て、教育に対する支援の拡充は考えておりません。そこら辺の中で、また計画を立てる中で行っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 人口ビジョンの作成段階で、ある程度クリアしなければこれできないであろうという部分があって、実は、国立社会保障・人口研究所と、それから創生会議で出している人口ビジョンは、長野県の人口、これからの推移を含めたときに、どういう影響度があるかというところで、麻績村が評価されているんですね。ちょっとこの評価についての感想をお聞きしたかったんですけども、どなたか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） さきの議員のほうでも説明してまいりましたとおり、国・県、また地方でこの人口の、いわゆる整合性といいますか、この辺のところは全くどこの、全国各市町村ともとってございません。各地方の考え方で目標数値をつくれということで進んでおりまして、地方の数値、それを積み上げたのが県の数値で、県の全体の数値を積み上げたのが国の数値というような状況とはなっていないのが今回の人口ビジョンの内容でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 積み上げた結果が、全部整合性がとれているとかとれていないではないに、この表の結果をどういうふうに理解するか。私なりにはこの表を理解したつもりでいるんですけども、村ではこれをどのような評価をして、なぜ言っているかということ、現実

をつかんで、それに対策を立てていかなければ、実際にこれからのシミュレーションができないのではないかという、そういう部分で聞いているんです。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） ご質問の峰田議員さんのおっしゃいます自然増減と社会増減による影響度というところの県で出しましたシミュレーションの関係かなということで確認させていただきます。この社会増減の影響度が1の4というような突出した場面で麻績村だけ出ているというようなことかなというふうに判断させていただきます。

ここのところ、本来であれば、ご存じのとおり、ここの内容に書きました特別擁護法人ホームがございまして、この麻績村の総人口2,900人のところに100人が加わっているというような状況で、この突出した分野が出てきているのが実情でございます。ですので、各地域と全体としましては、全ての市町村と同様の影響ではないのかなというふうに見込んで、それと、これが自然減の関係でございます。それと、社会増の関係にございましては、社会増は今まで麻績村の、先ほども述べてまいりましたとおり、若者定住促進の関係で、社会増が私どもの村、非常に多いというような結果が出ておりまして、このような数値が出てきておるところであります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 非常に結果は結果として踏まえた上で、やっぱり対応していくべきだというふうに考えておりますし、それから、若干申し上げますと、この総合戦略と人口ビジョンは、今年度中につくり、それで10月末までにできれば、1,000万円上限ですけれども、交付金がいただけるということで、麻績村は980万円多分いただいたというようなことで、非常に期間が限られている中で大変だったのではないかなというのと、あわせて新聞報道でありますけれども、56市町村が多分、外部委託しましてつくりましたけれども、麻績村はほとんど自力でいろいろ含めてやったということに対しては評価するところがございます。

その問題はさておきまして、シミュレーションが22年の人口をもとにしましてやりました。その結果が27年度は、普通何もしなければどんな結果になるかという、数字はご存じだと思いますけれども、2,751名になるというふうに27年度になっているんですね。ですから、この2,751を基準にしてこの表ができていますけれども、実際は今年度4月には2,904名ですし、10月末で2,878ですから、若者定住なりそれなりの努力が結果としてあらわれています。

ですから、この指標を見る限り、このままの数字で、グラフでないような形で若干進むんですから、単純には言えませんけれども、若干有利かなというふうに考えながら質問しているところです。

そんな意味で、ぜひこの勢いというか、この流れを変えることなく、もっと言うと、空き家がないようにするということとあわせて、先ほど4名のときの抽せん率が5倍でありましたけれども、今度1.2幾つになりました。多くなりましたし、各市町村が全く同じ状況でこれに対して一斉に乗り上げられるのではないかと思うものですから、そんな意味で、今後の具体的な動きがあるのかどうか質問したいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現在の若者定住施策につきましては、これはもう以前から麻績村はこれは必要だということで始めているわけですが、実は今後についてどうしていくかということなんですが、実は今、若い人たちが麻績に入ってきていただいて、本当にうれしいことではありますが、実はその皆さんの中には、農業をしてみたいという方もあるわけですね。農業をしたくて麻績に来たいという方もあるわけです。こういう人たちを受け入れていくというような施策も展開していかなければいけないでしょうし、それからさらに若者定住住宅に入っただけの若い人たち、あるいはそれ以外の方からも、若い世代は給料も安いし、余り余裕がないので、今のような借家といいますか、そういうことで過ごして、ある一定期間過ぎたら、いわゆる買い取りができれば自分の物になる、そんな張り合いを持ってこの麻績に住みたい、そんなことも進めてほしいというような意見は聞いているわけがあります。ご要望は承っております。今後、できることであれば、そういったことも研究していかなければいけないのかなと、こう思っております。

といいますのは、麻績村、先ほどから申し上げておりますように、広域連携をしていけば、麻績に住んでいただいて、近隣の市で働くというようなポジションにあるわけですから、位置にあるわけですから、いわゆる住環境、教育環境をきちんとしていけば、人はふえてくれるのではないかなと。今申し上げました次のステップのことも検討していかなければならないなど、そう考えております。まだ具体的なことは申し上げられませんが、そんな考え方があります。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 前議員から工業用地やいろいろの工場誘致の関係がありましたけれど

も、なかなか具体的には難しいかと思うものですから、ついては、非常に交通の便もいいし、気候的に災害もいいとなると、誰もがわかっていると思いますけれども、麻績村は交通の便もいいし、非常にいいところだなという、そういう意識をより植えていただくためには、通勤というか、より公共交通機関で通勤ができるような方法がいいかと思うんですけれども、JR篠ノ井線の複線化やいろいろ含めて、その対応について動きというか、広域でいろいろな動きがあるような報道を聞いていますので、この辺についての説明をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） こちらのほうからお答えさせていただきます。

現在、麻績村は平成26年度に設立いたしました篠ノ井線の沿線の関係でつくります活性化協議会のほうに加盟して、そちらのほうで、篠ノ井線の複線化まではいかないです、まずは篠ノ井線の利用を上げていこうということで、今後でございますけれども、各交通機関といえますか、篠ノ井線を利用させていただくお客様の中でアンケートをとったりしまして、その利用度について必要な施策を得るためにまとめていこうというふうな段階に入っております。それをもとに今後、篠ノ井線の活性化のためにアピールをしていくと。事前に、平成26年度に実は北陸新幹線延長になりましたけれども、金沢駅、それから新宿駅等で篠ノ井線の活性化協議会の中でPRということをさせていただいておりますが、まだそれでは足りませんので、今後もそれに引き続き、その協議会の中でやっていくというふうな計画になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ありがとうございます。

人をふやすには、当たり前のことですけれども、子どもさんを育て、それから亡くなる人を減らすということだと思ひますけれども、子育て環境について、ちょっとお聞きしたいと思ひますけれども、秋に婚活イベントをやっていただいたかと思ひますけれども、県でもしあわせ信州結婚支援センター（仮称）をつくってやるというような動きがあります。そんな意味で、未婚の30代後半から40代全般の人が非常に麻績村は多いものですから、それについての働きかけを含めて、婚活イベントについての結果なり、それから今後についてお聞きしたいと思ひますが。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 行われました婚活イベントにつきましては、中で結果的

にはカップルができたというような状況も生まれて、まだ続いているというようなお話も聞いております。それから、どこまで発展するのかということについては、これは個人の問題ですので、まだ把握できておらないところでございます。

この冬におきまして、今現在、商工会のほうからもやりたいというようなことで相談を承っております。これにつきましても、今後さらにもう一度計画を練り直してくるという話で聞いておりますので、一緒になっていきたいかなというふうに考えます。

それと、今後につきましては、定期的に婚活イベントを、さきの一般質問でもございましたとおり、続けていきたいかなというふうに考えております。麻績村はやはり自然という中でのマッチングというところをあわせてやっていきたいかなというふうに思います。

県との関係でございます。今回、私どもやった開催におきましても、県の募集機関等を活用させていただきまして、県外からの参加された方が非常に多かったという状況でございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ1回やったから単発で終わることのないような、そんな活動をお願いしまして、ぜひ続けていただきたいと思います。人口減少を減らすというか、これは非常に大きな問題で、当然黙っていれば8,000万になって、それを1億人にするという大きな目標を立てながら国も支援するというところでございますので、ぜひ積極的に実のある充実した施策を、やるかやらないかと考えたときには、ぜひ一歩前へ出るような形で、何でもやるような形で進めていただければということをお願いしまして、1番の質問は終わります。

次に、総合戦略における安全・安心の生活環境についての自助努力に対する支援ということで、まずは安全・安心となれば、その人が満足して自立して生活することだと思うんです。ですから、当たり前自助努力、続いて周りで見守る共助、最終的には公な部分でやる公助だと思うんですが、村民が災害に遭ったとき、個々の状態でいろいろ災害に遭ったときに、どんな形で支援や救済なりをいろいろしていくかお聞きしたと思うんですが、当たり前のことをまず最初にお聞きします。

交通災害に遭ったときについて、村としてはどんな形を考えています。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 交通災害、いわゆる交通事故等というふうには私は解釈させていただきますが、これらにつきましては、現状におきましては、災害、交通事故等につきまして

は、個人対個人になってしまいます。ただ、場合によりましては公対民ということもありますけれども、そうした場合に利用するのが補償を担保するそれぞれ保険かと思います。

麻績村におきましては、交通災害につきましては、中信地域町村交通災害共済組合ということで加入促進を進めておりまして、掛け金は1人1年間で300円ということでございます。ちなみに、こちらのほうでございますけれども、平成26年度の実績でございます。村内で9件、金額にいたしますと、32万8,000円の見舞金が支払われている状況でございます。

なお、この見舞金の制度につきましての関係ですが、最大で死亡の場合200万、または100万円。これは段階別によりますけれども。それで、けが、負傷された場合につきましては、基礎見舞金が1万5,000円から2万5,000円というふうになっておりまして、プラス入院1日当たり2,000円、通院で1,000円ということでございます。額の違いはやはり交通事故の証明がとれるかとれないか、それから、診断書の正本の写しがあるかどうかということよっての判断ということになります。

ただ、誰でもが交通事故災害に見舞われることは、まず皆さんもそう感じておるかと思うんですけれども、まず私はないだろうというふうには思いますけれども、万が一起こってしまった場合というのは、やはりこういうような保険に加入していただきまして保証してもらうというのが原則でございます。公的な支援といいますか、そういう形では、中信地域町村交通災害共済組合の加入という促進をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 自動車は非常に事故が多いものですから、国としても自賠責保険とか任意保険とかいろいろあります。先ほどお話のありましたように、この中信地区では中信地域町村交通災害共済というのを村の組織としてある程度交通災害共済委員というのが各地区に決められていてやっているというようなことで、非常に手厚いかなとも思いますので、ぜひこのまま続けていただければと思います。

先日というか、私ども長野県北部地震の復旧工事を視察しました。さきの質問、人口減少の質問にも関係しますけれども、災害に遭いますと、非常に大きな損害をこうむりまして、結果として今まで住んでいるところに住めなくなる、どこかへ移住する、子どものところとかどこかへ移住しなければならないということがあります。

報道でありますけれども、白馬村でも、昔からの地域に住みたいけれども、しょうがなく、その地域でなしのところに行かなければならないというのが60何件あるというような話も報

道されていまして。

というようなことから、何らかの方法でこういうことができないかなというふうなことも踏まえて、国には被災者生活再建支援制度というのかあるかと思うんですけれども、この辺の考え方がありましたらお聞きしたいと思うんですが。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） こちらも私のほうから答えさせていただきたいと思います。

自然災害、特に地震等、最近起こっておるわけでございます。また、東北地方につきましては、地震及び津波ということで、大変な甚大な被害が起こったということで、最近の東北地震の場合につきましては、5年たちまして、人口も戻ってきていないということをお聞きしてございます。

そういうことにつきましては、やはり自宅に戻るにしても、再建する保険等が加入されていないとか、それからまた、その補償ができないというようなこともあろうかと思えます。国におきましては、災害救助法におきまして、一定以上の規模の災害の場合につきましては、避難所仮設住宅などの支援、それから生活再建のための支援制度というのがございます。ただ、これだけではなかなか現状、個人的には再建できていないというのが現状かなというふうに思います。ただ、公的なものとしましては、まだ県とはまた別に復興住宅の建設事業の補助金制度もございます。それから、無利子の貸し付け等も住宅金融公庫等であります。そういうところも利用して皆さん、再建を目指しておるといふふうに聞いておりますけれども、現状は、なかなか進んでいないというのが現状かなというふうに思います。

ただ、私どもとしましても、自然災害につきましては、やはり万が一の場合を備えて、個人的にはございますけれども、そういうような地震及び自然災害に備えての保険加入というのが一番皆さんのところで進めていただく自助努力ということがまず第一かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 自助努力が一番大事ではないかということはおわかりますけれども、国の支援も、やっぱりいろいろな部分がある、県のほうも多分そうであるから、白馬村でもあんな形で報道されているかと思うんです。

ちょっと私が調べた内容では、1村ではとてもできる部分はないかと思うんですけれども、阪神・淡路大震災の後、兵庫県ではある程度、こういうのを地域である程度見舞金なりいろ

いろ出し合おうではないかというようなことが発生しまして、家を持っている持ち主が年5,000円程度出し合って共済制度があるようですね、兵庫県では。1村ではできないかと思えますけれども、幾らかでもそこにつながりができるような形で、こういうことも地域として考えていったらどうかなと思うんです。

今回の地方創生の交付金やいろいろな、非常にハードでなくて、ソフト面での支援が大きいという部分があるようでございますので、ぜひこんなことも、村だけではできませんけれども、ぜひそういう面も今後の総合戦略の中へいろいろな面で加えていただけたらどうかと思うんですけれども、この辺の、答えが難しいかもしれませんが、どんな感じか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 自然災害、いつ起こるかわからないというものであるわけですが、今、一般的なことを申し上げているわけでありますが、大きな災害のときにどうしているかということでありますが、これは国、あるいは県もそうでしょうか、そのための特別法といいますか、そういうこと、あるいは特別な条例を設置して救援していくということになると思いますし、もし麻績村で万が一そういったことがあったとすれば、当然麻績村としても特別な条例を設置して支援をしていくということになるのではないかなと、こう思っているんですね。

実は今、ご提案の、いわゆる地域として、あるいは広い範囲でお互いにそれを出し合って救済しようという考えもあるわけでありますが、いわゆるそれは今、交通災害共済でやっているわけですね。実はほかのところまでふやしてということになりますと、非常にそれぞれ個々の資産の相違もあります。それから、持ち家の方もありますし、借家の方もありますし、大きく条件が離れてしまうんですね。交通災害共済というのは内容が決まっておりますから、非常に難しいのではないかなと。結局、そういったものは各自の保険になってしまうのではないかと、こう考えているんです。

ならば、行政では何をするかということなんですが、いわゆるそういった災害については、できるだけそれぞれの各自が各自の努力をしていただきたいと。ならば、公は何をするかというと、災害が起こらないような環境づくりというのが、行政がすべきことではないのかなと、こう思っているんですね。これは自然災害を含め、あるいは交通事故も含めて、交通事故であるとすれば、道路の整備でありますとか、いわゆるガードレールの設置であるとか、それから、自然災害であれば、ダムをつくっていくとか、いわゆるこういったことが公でや

るべきことであるというふうに考えています。

いずれにしましても、大きな災害等に備えては、いろいろな施策を講じなければいけないし、起きた場合には、村としてもそれなりの対応をしていかなければいけないと、そう考えています。ですから、今、議員おっしゃられたような新たな共助制度、お金を出し合っというのは、麻績村では難しいのではないかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私も1村ではできないと思いますので、松本の地震もありましたし、白馬もありましたし、いろいろありますので、ぜひそんな意味でも、この地域に定着するような方策を何か考えながら進めていただければなと思ひまして出しましたので、よろしく検討をお願いします。

続いて、火災とか損害、その他の災害については、お答えをいただいているようなものですけれども、号外があればお聞きします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 火災につきましても、同じようなことが言えるのかなというふうに思っております。原則は自助努力であります個人的な保険加入ということになります。ただ、出火原因によりまして、民間の保険会社におきましては、例えば出火原因が不明等というふうに判断が警察等から出ますと、なかなか保険がおりないというようなこともあります。そこはそれぞれ民間の火災保険の関係で調整していただくということしか私どもは言えないわけでございますけれども、村としましては、これは特に勧めているわけではございませんけれども、現在、比較的公的であるかなというふうに思っておりますのが、中信農業共済組合、こちらのほうの建物共済、こちらのほうで火災等があった場合は見舞金等が出るということになりますので、こちらのほうを公的と捉えて勧めていければなというふうには思っております。

ただ、やはり民間と同様に、保険は不明なものにおいてはなかなかおりてこないというのは、なかなかそれが実態ではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 行政におられますと、いろいろな情報が入りまして、そういうことがわかるかと思うんですけれども、一般の住民が非常に大きな災害があったりいろいろするん

ですから、昔の保険制度と変わってきて、厳しくなっているという状況をどのくらい村民が理解しているかも非常に危惧するところなんです。ですから私、なぜこんなことを言うかという、ぜひその辺のことをPRするなり、災害に遭った、遭わないようにするのが当たり前のことで、そのためのいろいろな施策をぜひやっていただくのと、あわせて、ぜひこういうことをこういうときには出ない、こういうときには出るというようなことも踏まえて、きちっと保険の内容についてもぜひ知っていかなければならないと思うんです。結果として、不幸にもいろいろ災害に遭って麻績村を離れていくような人は、なるべく、はっきり言うと、1人もないように地域がそれなりに、お互いにそのことに対して力を合わせていくというようなことを前向きな検討をお願いしまして、2番の質問は終わりたいと思います。

次に、村政への村民の参加度についてお聞きしたいと思うんですけれども、村発信の情報について、理解をどのような形で把握しているかお聞きしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 3番、村政への村民の参加度という観点での情報発信と、次のご質問にわたるかと思いますが、総体的に答えさせていただきたいと思います。

住民皆様に村政の状況をご理解いただくということは、村政運営で大変重要なことであるわけでありまして。そうしたことから、「ホット情報おみ」、いわゆる「広報麻績」でございますが、そういったもの、それから「館報おみ」、それからさらには村のホームページ、それから関係組織の機関紙、それから臨時的なお知らせのチラシ、広報無線、こういったものを使いながら、それからさらに各地域へ出向いての行政懇談会でありますとか、あるいは各種の保健事業、あるいはそういったものの説明会、これらによって行政の情報を発信していくということには努めているわけでございますが、これら全てが住民の目にとまり、あるいは耳に残り、そしてご理解いただいているかということについては、正直疑問のあるところであるわけですね。

実は、村でやっておりますと言っても、それを読もうとか、あるいは聞こうとかという意思をしっかり持っていただく方についてはいいんですけれども、そうでない方には非常に難しいなということを感じております。

しかし、今後もより理解していただくにはどうするかということを考えながら情報発信していくことが必要ではないのかなと、こう考えているわけでありまして。

次の質問にも及ぶかと思いますが、各種の会議等での参加者の意思表示、いわゆるこうい

ったものをいろいろな考えがあると思います。積極的に意見を述べていただく方、あるいは賛成、反対、表現していただく方あるわけでありますが、そうではなくて、賛成だから無言で意思表示という方もあると思います。実は私、村長という立場ですと、いろいろな座長を務めることが多いわけです。そういったところにも、議員さんと同じことを感じるわけでありまして、私としては、できるだけそういった機会にも、全員発言していただくようなことに努めているわけでありますが、これらはそれぞれの会の運営の仕方によって異なると思いますが、できれば皆さんがそうしていただいて、村民の声を一つでも多く出していただくようなことに努めていただければありがたいかなと、こう思っているわけであります。

それぞれ幅広い質問でございますから、それぞれについて、関係する課長から補足をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） それでは、補足をさせていただきます。

情報の発信につきましては、各担当課のほうから、個々にさまざまな手段で発信をし、お知らせをさせていただいております。村民の理解度といいますと、私どもやはり把握することは非常に難しい状況かなというふうに感じております。発信、それからお知らせの方法につきましては、やはり正直言いまして、苦慮しているのが実情でございます。

また、このたび地方創生の関係で交付金を使いまして、12月1日から村のホームページのほうをリニューアルをいたしました。一時的に旧のホームページのほうから新のほうに入るというような状況がしばらく続いておったんですが、現在は切りかえが全て完了しまして、新しいホームページのほうに入るということとなっております。それと、現在また新たに村の歴史紹介をするページなど、さらに充実したホームページに向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） 私もいろいろな立場があったものですから、非常にこれは難しい問題だと思うんですけども、村民参加ということを考えますと、一番手っ取り早いというか、一番大事な、手身近なことかと思うんですね。ですから、「ホット情報おみ」も、私自身個人のことを言ってもいけませんけれども、前の職場においてここから通っているときに読んだかということ、そんなに読まなかったと、反省しています、はっきり言って。

ですから、何らかの方法で開く、せっかく出した情報なり冊子なら、ざっと100万円ぐら

いかかる、「ホット情報おみ」も100万円ぐらい4回でかかるのではないかと思うんですけども、そうすると、それを有効に活用する手段をぜひいろいろな面で作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そんなところです。

次に、各種会議への参加度、これもお答えを、発言力もいただいておりますけれども、会議に参加していただく人はそれなりに出てきてくれますので、意識を持ってきます。持ってきますので、一番情報が取りやすい人だと思うんですね。となれば、ぜひその人たちを村政というか、そのところに加えていただくようなことをぜひやっていただきたいという意味で出したんです。なぜかという、限られた人間でやっていますので、なかなか大変かと思っておりますけれども、目的を持って開いた会議なら、ある程度の方向性は決まっていますので、全部押しつけでやる会議では、それはいけませんけれども、そんな意味も踏まえて、内容をより密度が濃いようにするためにいろいろな資料の配付とか、それから発言していただく状況を先に何か集めることができないかとか、ぜひその辺も検討していただいて会議を開くような、そういうことをお願いいたしたいと思っております。そんな内容でございます。

次に、3番目の自治組織の活動、支援度とはいうことですが、これから雪や交通手段が非常に大変になりますので、除雪機やいろいろ買っていただいたりいろいろしていますけれども、地域が困らないように、孤立している人のないようなところ、それから幾日もあかないよなんていうことは多分麻績村ではないかと思っておりますけれども、ぜひそんなことをやっていただければと思っておりますので、それでもご答弁いただけるならお願いします。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、除雪についてお答え申し上げますけれども、除雪につきましては、村内の幹線道路につきまして、村内の各業者さんと委託契約をする中で今、除雪を進めておる状況でございますので、また大雪等になりましたら、また各地域の皆さんとご相談させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 峰田議員。

○6番（峰田 昶君） ぜひ落ちのないように、区長さんが対応するところが大部分かと思っておりますけれども、区長さんのほうへの通達もぜひ均一に行うようなことでお願いしたいと思います。

これから年末年始迎えますので、風邪など引かないようにぜひ頑張ってくださいと思っております。そんなことをつけ加えまして、私の質問は終わります。

○議長（尾岸健史君） 6番、峰田昶議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食休憩をとります。

再開は午後1時からといたします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（尾岸健史君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 坂 口 和 子 君

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問を許可します。

7番、坂口議員。

〔7番 坂口和子君 登壇〕

○7番（坂口和子君） 私は、さきに通告いたしました麻績村の地域包括ケアシステムの考え方と昨年村が行ったリンゴ生産者の聞き取りアンケート調査結果からの考察と今後の計画についての2つの質問をいたします。

質問形式は一問一答形式で行いますので、以下、自席に戻らせていただきます。

それでは、質問1についてです。

国では団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重度な介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、また、認知症高齢者の増加も予想されることから、これらのことが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が検討されています。

麻績村では、少子高齢化による課題もありますが、まだまだ元気高齢者も多いことから、国に先んじて、村独自の方向性を検討する時期ではないかと思う。村ではどのように考えているか伺います。

以下、要旨に従って質問いたします。

要旨1は、医療、生活支援、介護予防、要介護等、連携した取り組みの概要と計画につい

てです。2番は、医療機関と介護関係機関との連携についてです。それから、3番目は、行政サービスへのNPO、ボランティア、民間企業の事業主体化についてです。4番目が、村の社会福祉協議会の福祉事業全般の現状と今後の構想はということで伺いますので、よろしくお願いたします。

まず、1番目からの答弁をよろしくお願いたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、自席にて答えさせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステムについてでございますが、ただいまご質問にもございました、今日、日本の高齢化率、急速に進行しておるわけでございまして、65歳以上の人口3,000万人を超して、2042年には3,900万人になると予測されているわけでありまして。また、2025年問題と言われておりますように、約800万人の団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要が大きく増加するということが見込まれているわけでありまして。

こうしたことから、国では2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援、そしてサービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムでございますが、こういったものを構築を進めているということであるわけでありまして。

麻績村におきましても、今後こうした住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、これを目指していききたいと、こう考えているわけでありまして。

2025年に向けまして、3年ごとの介護保険事業計画の策定、実施、これらを通しまして、地域の実態、それから特性、これらに応じた地域包括ケアシステムの構築をしてまいりたいと、こう考えているわけでありまして。

ご質問の具体的な内容につきましては、住民課長から細かく答えさせていただきますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうから、取り組みと今後の計画についての補足説明をさせていただきます。

地域包括ケアシステムそのものにつきましては、ただいま村長のほうから説明がございましたが、麻績村では第6期介護保険事業計画をつくる際に、高齢者実態調査を行いまして、

その際に、高齢者の60.6%が、いわゆる施設ではなくて、できる限り村の中で住んで、そのところで最期まで過ごしたいという方がおられました。ですので、これを受けまして、私ども職員でも、高齢者の生活リスク、このリスクの中には命の危険であるとか、権利擁護であるとか、介護事故などが想定されるわけですが、さまざまな人の協働で軽減し、高齢者自身が麻績で過ごせる日を一日でも長くする、麻績で暮らせる人を1人でもふやすということをスローガンに今、努力をしているところでございます。

地域包括ケアシステムそのものにつきましては、既に第5期の計画時から、構築の必要性がうたわれており、第6期では、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、介護保険等、対象サービスの充実、強化など、5項目を重点的な取り組みに位置づけ、施策を展開するものです。

麻績村といたしましては、重点項目全てが重要ですが、一応、生活支援、介護予防のための体制整備の実施、いわゆる日常生活を支援する体制の整備とあわせまして、これは一刻の猶予もならない個々のケース対応を含む地域ケア会議の推進から実施いたしております。

生活支援、介護予防のための体制整備の実施ですが、地域包括ケアシステムの推進のための中心的な役割を果たす機関について、国では生活支援コーディネーター等により把握される地域のニーズと生活支援等のサービス提供者等が参画、情報共有と連携強化を実施する協議体をまず設置をし、行うようにというよう求めています。

麻績村といたしましても、まず最初にこの協議体を設置し、地域ニーズの把握等を、また、地域の資源の取り込みを行いたいと考え、今12月定例会に関連条例を提案させていただいておるところでございます。さらに、来年度、平成28年度には生活支援コーディネーターへの設置へとつなげていく予定です。また、ケア会議につきましては、これは一人一人の対応のために一刻の猶予もありませんので、現在、地域ケア会議について、包括支援センターで個別ケースについては既に今回うたわれている地域ケア会議を実施しているというふうに捉えております。

ただ、今後の課題といたしましては、地域ケアの個別会議から村全体の地域ケア推進会議へとつなぐシステムがまだ整備が途中でございますので、これについての整備を目途に頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の地域ケア会議は、どのくらいの頻度でどのくらいのケースが近年

ではなっているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） すみません、地域ケア会議につきましては、いわゆるケースごとにありますので、つまり定期的に行っているものではありません。個別のケース会議につきましては、実施が必要な都度行っておりますので、月々、多いときには10件程度あることもありますし、それほどないときもある、それぞれ場所につきましても、村の中で行うときもあれば、それぞれの医療機関、いわゆる入院をしている病院施設等で行うこともあり、さまざまな形式で行っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 対象になる方々の申請というか、ニーズの把握は、行政のほうはどのように行っていますか。本人の申請からのみ、それとも、専門職の方々が事前に、それから介護保険の対象になるかならないか等も含めて担当者がやっているのか、そこらはいかがでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それもまたケースはさまざまです。いわゆる本人というよりも、ご家族からの相談があるケースもございます。それともう一つ、麻績村の場合は、保健師が地区担当制をとっておりますので、そちらのほうからの把握、つまり地域からの把握というのもございます。さらに、医療関係、いわゆる後期高齢、それから国保等の医療の時期がレセプト等で把握ができますので、そちらのほうからの情報提供が行く場合もございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 地域ケア会議については、今そういうニーズの把握と、それからそういう対応が十分できていれば、これは最高にベターだと思います。私も少し住民の方々からそういう対応をしていただいたということも聞いておりますし、実際に活動している内容も少し把握しておりますので、それについては、今後も積極的に続けていただきたいと思えます。

それから次に、連携協議体については、先ほど言われましたように、12月の条例で出てきておりますけれども、これについてももう少し具体的なことが説明できましたらお願いしたいと思えますけれども。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 協議体につきましては、いわゆる地域資源の掘り起こしとニー

ズの掘り起こしの、いわゆるマッチングをさせるための組織であるというふうに考えています。今、麻績村として最も弱い機能は、いわゆる地域づくりで、資源開発機能であるというふうな捉え方をしております。まず最初に、協議体を村側から設置をし、地域ニーズの把握、地域資源、その地域資源にどのようなものが捉えられるかという、従来のいわゆる公的なサービスではなく、むしろ、例えば民間の郵便局であるとかJA関係であるとか、それから商工会、また新たなボランティア関係など、それからあと、シルバー人材センターなどといった、そういう新たないわゆる資源の参加を呼びかけて取り込んでいきたいというふうに思っています。特に、JAや郵便局では、組織として見守りなどの機能を備えるというようなことが出てきておりますし、商工会等につきましても、各地域のほうへ、いわゆる訪問販売者の販売等が行われています。

そのように村のほうで必ずしも全てができるものではありませんので、そのようなものの方々のところで協議体、いわゆる民間も含めた今の、いわゆる実践部隊でありますので、その実践部隊が自分たちで協議をしてどのような支援をしていくのか決めるような組織にしていきたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、各団体というか、そのコーディネートは行政が、住民課というか、行政がやるようになっているのでしょうか。調整ですね、その。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 立ち上げは、現在のところ、当然村側が行うわけですが、先ほど申しあげましたように、平成28年度に生活支援コーディネーターを設置するというふうに申しあげたと思います。その生活支援コーディネーターが最終的な調整は行うようなふうにもっていく予定でございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） それでは、大体1番については掌握できましたので、要旨の2の医療機関と介護保険関係の連携ということですが、幸いにして、今、麻績村では医療機関、1施設しかないんですけれども、内科系統と歯科系統、新しくできましたし、そういうことではいろいろと村の中にかかわっていただいていることを承知しております。介護関係については、この医療と切り離せないところがたくさんありますので、その点をどのように連携をしているかお答え願いたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今おっしゃられましたように、医療機関と介護関係との連携については、大変重要なところであるというふうに思っております。これにつきましても、県の支援のもと、地元歯科医と共同して取り組むことというふうに今なっております。

筑北地域では、従来から麻績村と筑北村の医療機関と行政では、健診や予防接種等を実施する保健衛生部門と連携会議が実施されてきておりました。今回、地域包括ケアシステムでの連携につきましても、地域性から考えて、筑北地域は一体で事業推進することが一番効率的であるというふうに考えております。

現在、筑北村、麻績村2村の事務担当者レベルでは、今後の組織のあり方について、内容検討を開始しております。この連携システムの中で協議することを予定している事業につきましてはさまざまなものがございませけれども、まず、平成28年度真っ先に行うものが、介護医療機関から15名程度のプロジェクトチームを選出しまして、情報共有シート、いわゆる連携手帳とも言いますが、医療機関と介護関係のところとの共有ツールといいますが、そういうものを作成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうすると、内容的には当然、個人情報、個人データがかかわってくると思いますが、この今言った選定15名というメンバーの中には、どんな人たちが入っています。保健師だとか専門職もいると思いがたいますが、組織の内容がわかればお願いします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在予定しておりますのは、当然医師、それから保健師等もあられますが、一番は村内の、いわゆる支援事業所関係の職員についても、そこに入りたい。つまり、実際に現場で使う方々を中心に検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 支援事業所が現在、介護保険のサービス事業所だけでもたくさんあります。デイサービスから始まって、グループホーム等ありますけれども、各部署から全部出るようにはするんですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） まだ具体的に委員を選定しているわけではございませぬし、ま

だ2村で実際的に今の協議会自体ができていっているわけではございませんので、現在の段階では、予定としては全ての部署に声をかけております。全ての福祉関係の今の機関、今の支援事業所のほうには協力の依頼は既にしております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） これを進めるに当たっては、当然筑北村と麻績村の担当課のほうで連携をし合って会議をしているという内容でよろしいですか。はい、わかりました。

医療関係とそこまで詳しく連携していただくと、非常にいいと思いますけれども、一つは、後のところにもちょっとかかわってきますけれども、一番は今、在宅で、先ほどのこの目的、ケアシステムの目的で、重度になってもまだ在宅でということが目的になっていますけれども、在宅医療が非常にまだ未成熟だと思うんです。それで、その点についてはどのように、2村には医療機関が幾つかあります。実際に筑北村にもありますし、麻績村にもありますので、その医療関係の人たちとの在宅医療についての、訪問だとかリハビリだとかということの考えは、行政のほうではどのようにお持ちでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 今おっしゃられるように、この部分につきましては、在宅医療につきましては、それぞれの医療機関の状況もありまして、なかなか一概にお願いができるところではございません。ただ現在、先ほども申し上げましたように、筑北地域の医療機関と今の麻績、筑北2村との間での連携の今のシステムを構築するというふうになっておりますので、その中でそれぞれの医療機関、それぞれ今後、特に認知症のケアパス等についても話が出てまいりますので、そこら辺も含めまして、医療機関全体の中で話し合いをしてよい方向に持っていきたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひ訪問医療が非常に大事になって、家族としては、やはりお医者さんからの指導があったり、それから専門の保健師からの指導があったりすると、または看護師だとかという専門職の訪問があつて、そして家族が介護の支援をしていただくと、非常に心強いと思いますので、この会議体の中では、組織の中ではそのところを重視して検討していただくように、一つは要望いたします。

それでは次に、要旨の3に移ります。

行政サービスへのNPO、ボランティア、民間企業の事業主体化というところ、今のお話の中にも一部入ってきましたけれども、JAだとか商工会だとかということが入ってきてお

りますけれども、ここの事業主体化をもう少し行政とうまく結びつけていく必要があると思いますけれども、行政との関連はどのようにやっていきますか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 行政側のほうで専門的に行わなければならない今の介護保険関係の事業というのは、当然行政側のほうで介護保険事業として行わなければいけないと思いますが、先ほどの協議体のところでも申し上げましたけれども、いわゆる地域の中で一般的に、いわゆる民間の業者さん等も含めたり、それからあと、元気高齢者の方々等にそれぞれ支えをしていただく部分というのは非常に大きいかと思っています。

先ほどの今年度内に立ち上げを行う協議体、それから来年、今の生活支援コーディネーターの設置を行って全般の運営をしていく中では、議員のおっしゃられるように、そのような方向で、いわゆる民間のできることにについては、なるべくそちらのほうでお願いをさせていただくというようなふうを考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 冒頭でも申し上げましたように、まだ麻績村は高齢化率は、確かに42%を超えてはおりますけれども、元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃいまして、その高齢者の皆さんに生きがいを持って自分の残された余生を地域の中で、村の中で、または人のために、それから自分のためにという、そういう感覚を持っていただくように、行政が率先してリーダーシップをとっていただき、また、組織もそうやって立ち上げていただけるんでしたら、そこらのきめ細かいコミュニケーションをどうやってとっていくのかが一番課題だと思います。

後の次の社協にも触れてきますけれども、そこらの、さっきの創生事業の質問にもありましたように、住民とのコミュニケーションどうするかということは、常にどこでも課題となると思います。行政側から一方的にこういうことだというワンサイドではなくて、または、こういうことをやりたいとかやろうとしているという情報だけではなくて、積極的にそこらが住民の方々に理解していただけるような手段を用いて住民の人たちと連携していかなくてはならないと思いますけれども、そのことは村長、実際に地域懇談会を初め、いろいろなところで住民との接点があると思いますけれども、その工夫はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） いわゆるこの部分だけではなくて、全体についてということですが、おっしゃるとおり、村政というものは住民にいかに関心を持っていただくかということ

が大事なわけですし、いろいろな面で努力はしているということでもあります。地域懇談会でのお話とか、それからあるいは個々、例えば保健事業等につきましても、保健師が出向いてやるとか、いろいろな努力はしているわけでもあります。

今後、必要となれば、またさらにいろいろな手法を考えていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ぜひ村民の方々に、同じことを申し上げますけれども、生きがいとなるような方向性に、または高齢者の方々が自分が生きていてよかった、今この村にいてよかった、こういうこともできる、ああいうこともできる、やってよかったという方向性を、ぜひ行政のほうでは把握していただいて、その方向を強く望みます。

それでは、ちょっとこれも関係しますけれども、4番目の社会福祉協議会の福祉事業全体の現状と今後の構想ということですが。

社会福祉協議会が今、福祉の大きな事業母体となって、麻績村の場合でもやっておりますけれども、そのことの現状と今後の構想、何か新しい社会福祉協議会に対する構想があったらお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、社会福祉協議会の福祉事業全般とのご質問ですが、社会福祉協議会には、独自の福祉事業も多いため、今回のご質問事項がある地域包括ケアシステム関連についてだけ、私のほうから申し上げさせていただきます。

現在、麻績村では村社会福祉協議会に地域包括ケアシステムのための特別な委託等は行っておりません。ただし、今後の地域包括ケアシステム構築、特に生活支援、介護予防のための体制整備の実施に当たっては、ボランティアの活動育成事業や介護予防教室等を村から委託している村社会福祉協議会のかかわりは欠かせないというふうを考えております。

先ほどから申し上げている平成28年度から設置される生活支援コーディネーターについては、今の協議体等を動かす大変重要な位置ではありますが、これにつきましても、今、私どものほうで考えておりますのは、1点は村本体に設置をする、いわゆる非常勤特別職的なもの、全体を統括するもの、それとあわせて、委託もできるというような要項をつくっております。ですので、将来的には社会福祉協議会への委託ということも当然、この中には検討に入っております。

いずれにしても、村と最も関連の強い機関でありますし、今後も協力して、よりよい地域包括ケアシステムの構築を進めていくためにはどうしても欠かせないところでありますので、いわゆる社会福祉協議会のほうにもこれについては、さらに内部検討のほうもお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 今の社会福祉協議会の活動についてですけれども、今お話のように、福祉に関する事業、介護保険事業等、対象になっているサービス事業及び予防的事业など、村からの委託を受けて、また、事業主体となつてはいます。

冒頭に申し上げましたように、国の考え方に添える事業体になるためには、現在の社会福祉協議会全体をもう一度見直して、村民一人一人が自助、互助、共助できるシステムに、それに公助が加わる組織に検討される時期ではないかと考えております。

今の麻績村の社会福祉協議会の組織、または人材等、見てみますと非常に、仕事の割に人が足りないとか、それからもっとやらなくてはいけないという個々の職員のニーズもあるにもかかわらず、それが十分できていないという現状を私は目の当たりにしております。

現在は社協の会長を村長がなっておりますけれども、村長は業務に非常にお忙しい方ですし、全国にも社会福祉協議会は行政長でやっているところも確かにあります。ありますけれども、民間の中から会長を選んで、そして組織全体を見直してやったほうが、会長さんも自由に参画できますし、活動しやすいのではないかと考えております。

そういうことで、組織全体を見直して、地域包括ケアシステムの姿が住民みんなに見える方向性を検討したらどうかと思いますけれども、会長である村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 社協に対する考え方、いろいろあろうかと思ひます。現在の社会福祉協議会、しっかりやっただいていてというご意見もありますし、ただいまのように、自助、共助、公助、今の社会福祉協議会ではなっていないというお考えの方もあつたでしょうし、いろいろあろうかと思ひます。

今、社協という組織でございますが、介護関係機関の一つでもあるとともに、広い意味での福祉活動の中心といいますか、そういったものを支える機関にもなつてはいるわけでありまふ。そうしたことで今、社協が成り立っているわけございまして、今回の地域包括ケアシ

システム、これらにつきましては、村として、行政としてどうしていくかという方向が定まった段階で社協にどうかかわっていただくかということになるのではないかなと、こう思っております。

それから、社協が長が兼務について、状況だけ申し上げますと、県内では、77市町村中20の町村が長を含む行政関係の者が携わっているということで、おおむね35%、3分の1強がそういった状況になっているということですが、総じて申し上げますと、規模的には麻績村、あるいはもう少し大きな村でありますか、この近くでいいますと、白馬村、小谷、松川、池田町というようなところが、あるいは小布施町、こういったところが長が兼ねているということになります。

長が兼ねているということについては、メリット、デメリット、いろいろ、それぞれあるかと思いますが、実は麻績村を考えた場合には、麻績村の発足当初の狙いも、今、行政が前面に出て、社会福祉協議会を運営していかなければならないという思いから、行政が入り込んでいるというのが実態であるわけがあります。

現在、麻績村は2,900人規模の村であります。こうした中で、例えば社会福祉協議会というのは、本来であれば、村民が支えていくというものでありますが、現在、村民からいただいている会費で賄っているのかということになりますと、これは大変厳しい状況になっていますね。それから、行政とともにということで、今、いろいろな事業を受けながら運営していると、そしてその内容につきましても、議員おっしゃるように、まだ足りないというふうにおっしゃっているんですが、どこまでやればいいのかということなんですね。今、社協としては、村が判断してここまで必要だということについて、それらの事業を受けてやっているという部分もありますし、それから、さらに福祉全体を支えるという面で、これについてもそれぞれの事業をしているというような状況です。

それから、長が兼ねるのはいかがかということでございますが、今の社協の経営内容において、長をおいてその報酬を払ってやっていけるだけの組織であるか、また、それだけを支えていける村民に力があるかということが一つの判断になるのではないかなと、こう考えているわけがあります。

そういったことから、当面はこういった新しい事業等が出てきますし、それから、大変社協も厳しい財政の中でやっているというようなことから、長が兼務してやっていくほうがメリットは多いというふうに考えているわけです。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 一つ、今の社協ができていないという解釈ではありません。自助、互助、共助ができていないという解釈ではありません。やっているけれども、今の組織ではまだ不十分で出切っていない、力が出し切れていないところもあるのではないかとということで先ほど申し上げたんです。

それと、今の会長については、村からの支援をするためには、行政長のほうが利便性があるのではないかとのお答えですけれども、やはり社会福祉協議会というのは、村では1戸から1,200円ずつ会費をいただいて、いわゆる全戸で支えております。逆に、大きい組織とか市町村とか、それから逆に小さい市町村、村なんかは、もっと社会福祉協議会の会員をふやして、例えば高齢者だったら会費1年で500円、ワンコインとか、それから出せる人は1,000円とか、それから賛助会員だとかということをもっとふやして、それで個々にこれだけ高齢化率高い麻績村の福祉、それから介護、医療、みんなで支えていく、先ほど言った自助、互助、共助、こういうものはみんなで考えていかななくてはいけないから、そのためには資金が必要だと、そういう資金の活用を有効にするためには、会員になってもらって、村民一人一人可能な限りの会員になってもらって、そしてその会費がどのように使われているかということに関心を持ってもらう。それから、先ほど何回か言っていますように、個々の方々の生きがいの一つとして、こういう部分が携われることについては、積極的に携わるといって、そういう組織がつくれて、また活動できれば、もっと魅力的な村づくりができるのではないかと思います。

村のよいものの一つに、将来的には麻績村の高齢者の皆さん、高齢化率は高いけれども、みんな元気で一生懸命やっているんだよ、こんなこともあるし、こんなこともあるしということできるように、そのためには組織から変えて、社会福祉協議会には委託事業、行政からの委託事業がありますので、委託事業の中で財政的支援をやっていただければ、考え方によって、やり方によっては長が行政長ではなくても私は工夫できるのではないかと思いますので、その点はぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員さんおっしゃるような形になれば理想だと考えております。

それで実は、数字のことを申し上げて恐縮ですが、麻績の人口は今、2,900人ですね。生まれた、いわゆるゼロ歳から含めて2,900人、こう見ているんですね。今おっしゃられたように、1,000円、あるいは2,000円ずつ納めて、例えば1,000円ずつ納めても、今、会費をい

ただいておりますが、そのほかに1,000円ずつ全員からいただいたとしても、290万ですね。1人、局長を置くことによって、年間、いわゆる今、議員がおっしゃったようなことをしていただくための会長を置くとすると、幾らぐらいお支払いしなければいけないかということになるわけです。例えば400万、500万ということで置くとすれば、それだけの負担をしていただけるかどうかということがありますし、お金のことを言ってしまうばいけないうけでございしますが、やはり組織を運営ということは、財政的にもどうなるかということを考えてやっていかなければいけないし、それから、村の委託事業をつくってお金をやればということとでございしますが、必要な事業は現在も委託をしてやっていたいただいているわけです。ですから、その辺をさらにふやしていくということになると、税の配分ではございませんが、村民がそれだけのことを耐えていけるかということもあるんですね。

ですから、広く捉えて今のような体制になっているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 1番の質問については理解はできましたし、また、今後の課題としてまた検討していただければと思います。

それでは、質問の2に移らせていただきます。

昨年、リンゴ生産者の聞き取りアンケート調査が行われたと思います。その結果、ちょっとこの数が間違っていたらすみません。調査対象は48軒で、回答が26軒と聞いたような気がしますがけれども、間違っていたら、すみません、訂正していただきたいと思っております。そうすると、いずれにしても、対象戸全部を調査に回ったわけではないと聞いております。実際にリンゴをつくっている人からアンケートや何かで伺いたいけれども、うちは断ったというところを何軒か聞いておりますので、調査のできていないところもあるのではないかと思いますので、そういうところの対応はこれからどうするかということを含めてお答えいただきたいと思っております。

それと、麻績のリンゴは村の特産品であったり、ふるさと納税の記念品でもあります。村長は以前から、高齢化しているリンゴ農家に対して、後継者不足でリンゴ農家が減少することに心を痛めて、そしてそのアンケート調査に実際に入られたと思っておりますけれども、この聞き取り調査の結果と実態について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、私のほうから答えさせていただきます。

昨年であります、地域の主力の特産物ですね、リンゴの生産農家に対しましてアンケート調査を実施したわけでありまして、内容につきましては、担当課長から細かく答えさせていただきましても、結果はおおむね想定していたとおりであります。ただいま議員おっしゃったように、アンケートについても、うちはいいよというふうに断られた農家もあるように、村内の他の農家、ほかの農業をやっておられる農家の皆さんの大半がそうでありますように、多くのリンゴ農家におかれても、危機意識が薄いように感じているわけでありまして、一部にはそれぞれ努力され、知恵と努力で独自の販売網まで開拓して、設備等も投資してやっている、常に新しく新たな挑戦をされている農家もあることはあるわけでありまして、やはりそういった農家にとっても、将来に向けては後継者問題等で悩んでいるというようなことが実態であるわけです。

これはリンゴに限らず、麻績村の農業全体がこうした傾向にあるというふうに思っているわけでありまして、今、何とかしていかなければならないなど、こんなように考えているわけです。そして、やはり知恵と努力で頑張っておられる農家、現実にはいらっしゃるわけですね。こういった農家にはいろいろな支援制度があるわけです。ですから、そういった各種の制度導入、こういったものは関係機関とともに応援していきたいと、こんなふうに思っているわけです。

また、麻績村におきましても、今回提出させていただきました新たな組織の立ち上げというようなこともあるわけでありまして、今後の農業のあり方をこういったところでも探していきたいと、こう考えているわけです、これはリンゴ農家を含めてであります。そして、また一方では、村はそういうことをやりますということでありまして、農家自身もぜひ危機意識を持って、新たな時代に生きていける農業、こういった転換を考えていただくことが重要でありますので、ぜひそんなこともやっていただきたい。いわゆる既成概念にとらわれた、従来はこういった農業をやってきたということだけではなくて、新たな方式も一緒に考えてもらいたいなど。そして、そういったことに対しまして、村も新規就農者の育成、こんなことにも努めていきたいということであるわけでありまして。

リンゴ農家のアンケートから、リンゴ農家だけにかかわらない問題になるわけでありまして、そのような形で進めていきたいと思っております。

詳細につきましては、村づくり課長、あるいは振興課長から答えさせていただきますので、お願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 補足説明のほうをさせていただきます。

平成26年に実施しましたリンゴ農家へのアンケート結果ですが、調査対象者数が46名の、回答者数が29名ということで、回答率からいきますと63%というような実態でありました。

調査結果の概要としましては、今後の栽培計画についてというようなアンケートに対しまして、現状維持と回答された方が60%、規模縮小と回答された方が30%、規模拡大と回答された方が1割となっております。今後、栽培規模の拡大というのは、非常に望めない状況かなというふうに思います。

集落営農についてでございます。80%の方が難しいと、よくわからないという回答であった一方、強力な指導者があれば参加したいというような声も聞かれております。

農地の賃貸借及び研修の受け入れというようなことなんですが、今後自分で管理できなくなった場合、他人に農地を貸し出すことが可能かというアンケートに対しましては、9割を超える方が可能というような回答をされております。

一方、新規リンゴ栽培希望者に対する研修に協力可能かという質問に対しては、55%の方が受け入れに消極的な意見でございました。高齢で体力的にも指導は難しいというようなご意見でありました。そのほか、採算が悪いとか、鳥獣被害が大きいと、対策が必要だと、それからマーケティングが必要だというような回答がございました。

このアンケート結果で、リンゴ農家を対象として集計をいたしましたけれども、リンゴ農家に限らず、村長の話にもありましたけれども、遊休荒廃が村の中では進んでおります。これに対して農家の危機意識というお話になるかなというふうに思いますが、いわゆる我々行政からすると、農業への本当に厳しい危機だということで見ているわけなんです、実際のところ、各家庭ということになってくると、いかなるものかというふうに思います。私のところもそうでしたけれども、親は農業をやるよりかは、どこかへちゃんと勤めて収入を得ろよということで農業は自分の代で食べていだけだと、自分の代で終われば、もうそれでいいじゃないかという考え方がほとんどかなというふうに考えます。だからこそ、この農業というものを守っていくというのは本当に難しい課題だなというふうに考えております。

全協でお話ししましたとおり、農業支援組織ということで今回検討しておりますのは、リンゴ農家に限らず、村全体の水稻、あるいは畑作、遊休荒廃化の抑止と、それから後継者の育成に取り組んでいきたいという思いで、今回の計画を立てたところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） リンゴ農家への支援の現状ということとさっきのアンケートの結果は聞きましたけれども、中に、リンゴ農家の方の声が、こんなことを聞いております。村の特産品として出ていると聞いているけれども、利用度がどのぐらいあるのか、また、どんな種類のリンゴを出しているのか、それから、どういうリンゴをつくれればそこに活用してもらえるのかわからないというような声を聞いております。

ですから、2番目とも関係してきますけれども、リンゴの生産者の皆さんと行政とのコミュニケーションがどのぐらいできているか、どうやってリンゴ農家への喚起をしているかということ。今、農家さん自身の危機感がということを言われていますけれども、そういう働きかけはどのようになさっていますか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） リンゴ農家さんとのコミュニケーションというようなことでご質問でございます。それにつきましては、今、JAのほう、地区営農センターのほうでリンゴ部会というようなものもございまして、そのような打ち合わせの中で今、話されているものが主でございます。そんな中で、日常業務におきましても、村担当とJAの営農センター担当の皆さんと話し合う機会、また、JAさんとの農政懇談会ですとか、各機関の懇談会がございまして。そんな中で、今、リンゴの関係で言いますと、新わい化がJA松本ハイランドで推進していこうというようなことで今、進めております。村としましても、JAと協力しまして、新わい化の助成制度を共同で実施しておるといような状況になっております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） すみません、要旨の2に入ってしまったてすみませんけれども、今の村とJAさんとの連携はわかっているんですけども、やはりこれもリンゴ農家の方の声なんですけれども、村とJAさんと連携して、その補助は村から出ている、確かにもらっていますけれども、栽培指導だとか、そういうことについては農協さんへ一任されているんですか。そこらのところがちょっと弱いということ聞いていますけれども。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 栽培指導におきましては、やっぱり技術を持っておりますのはJAさんになります。ただ、栽培指導ということで、リンゴに限らず、広報等を使う中でJAさんと連携しながら進めておるといようなところでございます。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） ただ、それと関係して、逆に、要旨2のところに入っていますけれど

も、村と生産者とのコミュニケーションというか、懇談会とか、そういうのはどのくらいの頻度でどんなふうにされて、先ほどちょっと言いました、村の特産品にするなら、どんな種類のものがどうやってつくればいいのかとか、どうやればそれに活用してもらえるかというようなことを思っている人もいますけれども、そういう生産者の個々の考え方は村はどのように把握していますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 現在のところ、村と直接生産者の皆様と懇談会というのは実施しておりません。ただ、技術的なもの、どんなものをつくったらいいかという情報は、JAさんが一番持っておりますので、聞きかじりでいろいろやるのではなくて、餅は餅屋ということで、専門家の皆様と連携をとる中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そしたら次に、今後、将来的に麻績村のリンゴの販路はどのぐらいまで広げて、生産者にもっと、先ほどのアンケートからいうと、半分ですか、言っていますけれども、いずれにしても、まだリンゴを大切にしていくということになれば、販路拡大も見えてこないか、例えば古木を切って、その次に補助があるからって、植えたくても、それが収穫されるまでには年月がかかるから、ちょっとそこらのところも心配だという声もありますけれども、販路はどのぐらいまで広げていく予定ですか。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） 今、JAさんのほうで主に出荷している5品目がございますが、例えばふじにつきましても、筑北地域でいきますと、コンテナ数ですが、4,100コンテナほど出ているような今、状況ではございます。ただ、JAさんに出荷している分がこれだけということなので、独自の販路を持たれている農家さんも数多くあると思います。そんな中で、農家さんですとか「あさつゆ」さん、また村のふるさと納税等も連携しながら、また今後検討になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私は今回、リンゴ農家の方についての質問だけにしましたので、リンゴのことが主になりましたから、農業全体のことはまた別の視点でやってもらえると思えますけれども、いずれにいたしましても、リンゴをつくっている方の声は幾つか、私たちみたいな素人、またはそういう者に聞こえてきますので、もう少しリンゴ農家さんとの直接の対話をして、そしてどんなことに苦慮しているかということも行政のほうは把握していただき

たいと思いますので、そのことを要望して私の質問は終わりたいと思います。

○議長（尾岸健史君） 7番、坂口和子議員の一般質問が終了しました。

---

#### ◇ 小 山 福 績 君

○議長（尾岸健史君） 続きまして、1番、小山福績議員の一般質問を許可します。

1番、小山議員。

〔1番 小山福績君 登壇〕

○1番（小山福績君） 事前に通告いたしました3件について質問させていただきます。1番、小山福績です。

3件目のTPP対策については、5番、塚原議員と重複する部分があるかと思いますが、ご理解いただきたい。

1件目として、マイナンバー制度の番号通知カードについてお聞きします。

本年9月ごろから12桁のマイナンバー制度関連のテレビニュース、新聞等、現在までたびたび報道されています。平成28年1月から運用が始まると聞いています。

要旨1としまして、マイナンバー通知カード村内の配達状況は。

住民票の住所世帯分まとめて簡易書留で配達される。転送不要のため、不在の場合は受け取れない。不在の場合、郵便局で1週間保管し、その後は市区町村に戻され、戻された通知カードは3カ月間保管される。配達が始まったころに配達員による不正もあり、12月1日付の信毎紙面によると、マイナンバー付着、11月末時点で県内19市で2万9,000世帯と報道されています。麻績村の配達状況をお聞きしたい。

要旨2として、制度に対する村民への周知は十分か。

通知カードに同封されているパンフレットもありますが、高齢の方の多い麻績村では、マイナンバーカードは必ず申請しなければならないのかと、村民の方から相談をされたこともあります。来年から税や社会保障の手續、個人番号の記入が求められます。麻績村でも、今定例議会にマイナンバーに関連した条例の改正も議案として上がっています。NPO法人、企業に対し説明を行っているのか。現在、村民、企業から役場窓口への相談件数も含め、お聞きしたい。

国の方針に準じて事務的に処理すればよいということではなく、村民が理解できるような

説明が必要と考えます。

2件目として、安全で住みよい村づくりについて。

要旨1として、防災において、村と自主防災組織等の連携は。

1年前の神城断層地震では、多くの住宅が倒壊しましたが、幸いにして犠牲者は1名も出ませんでした。これは隣近所の方の救出活動が迅速に行われたことの成果であると思います。

麻績村総合戦略の消防・防災の項目において、消防施設の整備を進めるとともに、住民の防火意識の高揚や自主防災組織の育成、防災設備の充実を図ると明記されているが、災害の際に自主防災組織が村との連携や自主防災間での情報共有等の連携がとれる仕組みづくりはできているのか。防災担当である総務課や防災マップを把握している振興課と住民課との連携はとれているのか。

本年3月、大災害発生時の村議会議員の行動マニュアルを策定しました。議会においても災害対策支援本部を設置して、村の本部と連携し、被害の拡大防止や災害復旧等を行うとしました。いずれにしても、大災害が発生したときに想定外だったということのないような指示系統も含め、総合的な訓練が必要と考えます。

3件目として、環太平洋連携協定（TPP）対策について。

要旨1として、今後の計画は。

現在でも収益の上がらない農業が、さらに厳しくなると思われます。本年11月27日、農林水産省が発表した2015年の農林業センサスによると、県内の農業人口は、10年前の調査より17.3%減って、8万2,900人余り、平均年齢は前回から1.1歳上昇の67.9歳で、高齢化に歯どめがかかっていない。大筋合意したTPPが発効すれば、安価な輸入農産物の増加も予想され、さらに離農が相次ぐことも懸念されると発表されています。今後の麻績村としての計画を維持したい。

要旨2として、農業に対する支援は。

麻績村は米農家が多く、16年産生産目標は、長野県1.1%、2,067トン減の19万1,933トンの生産枠が示されました。自分も3反弱の米づくりをしていますが、経費を引けば、日当が出ないというのが現状です。国もTPP対策として300億円予算化が見込まれているが、米農家も含め、麻績村の農業に対する支援が必要と考えます。

以上3件について、村長のお考えをお聞きしたい。

再質問は自席にて行います。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 1番、小山議員さんのご質問に答えさせていただきます。

最初のマイナンバー制度の番号通知カードについての件でございます。

行政の効率化、国民の利便性の向上、そして公平、公正な社会の実現、これらを目指しているマイナンバー制度が具体的に始まったわけでありまして、10月からは住民票を有する全ての人に個人番号を通知する作業が始まりました。

今後は、個人番号カードの交付や社会保障、税、災害対策などの行政手続での活用という段階に移っていくわけでありまして。

新たなマイナンバー制度につきましては、ご承知のとおり、政府広報でも特集が生まれ、その周知に努めておるわけでありまして、村でも今後、国・県とともに情報提供など、内容の周知に努めてまいりたいと、こう考えているわけでございます。

詳細につきましては、住民課長から答えさせていただきます。

2つ目のご質問、安全で住みよい村づくりについてでございますが、おっしゃられるとおり、自主防災組織の重要さというものが今、見直されているわけでありまして、麻績村におきましても、モデル事業として既に今年度、着手をさせていただいておるわけでありまして。

これらの状況等につきまして、住民課長から、そしてまた、自主防災組織の状況等につきましては、総務課長から答えさせていただきます。

3つ目のご質問、T P P対策でございますが、これは塚原議員さんのご質問にも答えさせていただいたわけでございますが、T P Pについては、やはり中山間地域の農業にはいろいろな面で影響があるのかなど、こう考えているわけなんです。それとともに、T P Pにかかわらず、現在の中山間地農業には厳しいものがあるという認識から、これからできる限りの対策は講じていきたいと、こう考えております。

ご質問は具体的な内容となっておりますが、今後のT P P関連の大綱等につきまして、国が出している詳細等につきましては、振興課長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、私のほうからマイナンバー制度の関係と、それからあと、防災において、村と自主防災組織等の連携について関連しまして補足説明をさせてい

たきます。

まず、マイナンバー制度の関係で、村内の配達状況についてですが、麻績村での郵便局による配達開始は11月17日から開始されまして、全戸への配達、郵便局の部分については、既に終了しております。現在、郵便局の段階で未配達だった通知カードは役場へ全て搬入されておりますが、これが全部で70通。全体の通数が1,147通でございましたので、6.1%です。これにつきましては、当初私どもの予想では、臨時福祉給付金のときに住民基本台帳と別途の宛先のところへ送ったものが5%強でしたので、大体5%前後ではないかというふうに考えておりましたので、ほぼそんなに数字が違わず、予想どおりでありました。

今後、村でどのような対応をするかと申し上げますと、転送できる普通郵便で未配達の世帯へ通知をし、原則、世帯主及び同一世帯の家族において窓口で受領していただきます。今現在、私どものほうで戻ってきたものを、一応全部チェックをする中で、ほぼ9割はこれで処理ができるのではないかと考えています。ただ、現実には、中には麻績村に住所のみがあって、実態がわからないという方も若干おられますので、これについてはまた別途、配達のほうにつきましてご本人のほうから連絡があるかどうかというところについては、大変難しいところであるというふうに考えております。

2点目の制度に対する周知は十分かどうかということですが、先ほど村長申し上げましたように、このマイナンバーの制度の周知につきましては、国・県それぞれの機関等でも行っておりまして、村のほうでもあわせて行っているというものでございます。周知はどれだけしても、決して十分であるというふうに言えるものではないというふうに考えております。

現在、実際のマイナンバーの使い方についても、未決定事項が多いために、村としましては、やはり必要な都度、必要な広報を実施するというのを原則とさせていただきたいというふうに思っています。10月号の「広報麻績」で初めて通知カードの状態がどのようなふうになるのかとか、また、広報無線のほうで現在配達しておりますとか、またあと、これに関連して詐欺事項がございますといったような広報をしております。今後も1月等につきましては、番号カードの情報等の確認次第、さらにその広報を続けていく予定です。

先ほど、どの程度の質問というか、それぞれお問い合わせがあったかということですが、住民課のほうで受け取っておりますものについては、やはり個人番号カードをつくるか否かということに関してのご質問が多かったというふうに思っています。これについては、ほぼ電話での照会をして、約20件ほどでございました。これにつきましては、それぞれ対応させていただいておりますが、先ほどお話にありましたような、企業、NPO等の関係につきま

しては、これに関連したところから一たん、法人番号の関係もあるということで、説明会等  
は行われておりますが、ちょっとこれに関しまして、私ども住民課のほうの関係では説明で  
きかねる部分もありますので、ご相談が個々の内容の個人番号に関しましてですと、それぞ  
れご対応ができるんですが、これについては多分、所轄が県等になるのではないかと考えて  
おります。

あと続きまして、防災において、村と自主防災組織の連携はということでございますが、  
現在、麻績村が進めている災害防災対策の一つに、災害時住民支え合いマップというものが  
ございまして、これの作成事業について説明申し上げます。

災害時住民支え合いマップは、災害の避難時に支援が必要な要配慮者、逆に支援ができる  
人、また、地域で災害時に役立つ社会資源等をマップ上に表記するもので、長野県では県内  
全市町村で作成に向けて推進されてまいりました。いざ災害が発生したとき、頼りになるの  
は近所の人です。どんなに力が強くて、人数が多くて、その場に駆けつけるまでに時間  
がかかっては期待できません。白馬村の災害での実例のように、地域での初動的な救援活動  
に極めて有効だというふうに考えております。

麻績村でも、これにつきましては、当然、全域で作成をしていきたいというふうに考えて  
いますが、平成27年度については、まず先ほど村長が申しあげましたように、モデル地区1  
カ所、和合下田地区でございますが、選定して今、実施している最中でございます。現在、  
地区への全体説明会、個々の世帯で作成していただく支え合い台帳の配付及びその回収が終  
了しておりまして、1月に実際のマップへ情報を落としてまいります。また、このモデル地  
区外での、ほかの地区につきましては、今後、区長会等で全地区に協力をお願いし、準備の  
できた地区から作成作業に入ってまいります。

作成及びマップの管理をするのは、あくまでも地区組織ですが、作成に当たっては、災害  
時要援護となる者を支援する立場の住民課のほかに、防災担当の総務課や災害復旧や実際の  
危険箇所の把握をしている振興課も当然かかわります。また今後、地区の状況により、他の  
課がかかわる可能性があり、村といたしましては、全庁的に作成の支援をするという予定で  
ございます。

第6期介護保険事業計画時のアンケートでは、災害時の手助けを近所に求める人は、回答  
者の38.6%に上りました。要援護者にも災害時の不安は非常に強いものというふうに考え  
ております。また、地区の中でみずからの手でマップを作成する中で、地域でも新たな課題、  
また発見等が、またそれから連帯等もできるものとして、その面についても期待をしており

ます。

現在、このマップ作成の全体的なコーディネートは住民課で行っておりますが、これにつきましては、今回、各世帯で作成いただく台帳の内容が、この災害だけではなくて、日常での災害活動にも利用できるようなふうに私どものほうで作っております。そのために、この部分についての取り扱いや内容を含め、災害台帳の内容及び更新については、継続的に福祉部門で実施するほうが、より効率的であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） それでは、総務課関係で補足説明させていただきます。主には、自主防災組織の関係でございます。

現在、各地区で自主防災組織の推進ということで組織をつくっていただいている地区が25地区中20地区になります。まだ5地区のほう編成されていないということでございますので、この関係につきましては、逐次、防災組織の編成をしていただくよう進めてまいりたいというふうに思っております。これにつきましては、村だけではなくて、麻績の消防署のほうもかわりながら、自主防災組織の編成につきましてはやっていくということになっております。

また今後、村におきましては、防災の立場ということもありますし、松本広域全体で今、計画があります総合的な訓練というものを来年度予定ということになっております。これに向けて村でできること、それから広域でできること等についてのそれぞれの立場の中で、どこまでできるかというところの今、検討に入っております。これにつきましては、強く松本広域のほうから総合的な訓練を行いたいということで、会議の中から出まして、首長さんたちがそれぞれ同意して、今回、来年度実施していくという方向に今、検討をしておるところでございます。

また、自主防災組織におきましては、先ほど住民課長が言いましたとおり、災害マップ等を利用していただくといいますか、作成していただく中で、一番核となっていくのは自主防災組織であろうというふうに考えております。災害時におきましては、役場の職員もそうですし、消防団もそうですし、ましてや消防署のほうも、なかなか駆けつけてそこで救助を行うというのがなかなかでないかと思っております。したがって、この災害時防災マップ、支え合いマップを作成していただきながら、それぞれの相互での共助といいますか、そちらのほうを進めていただくということが、まず第一段階での救助という形になろうかと思いま

す。

また、私ども消防といいますか、防災関係におきましては、今後の課題ということになりますけれども、各地区と、それから村とを結ぶ総合的な無線なり、その連絡網というのがまだまだ未整備なところもあります。したがって、今は皆様それぞれ各個で携帯等をお持ちなものですから、その連絡のできるわけでございますけれども、今後はその携帯につきましても、災害時においては多分混乱といいますか、重なりまして、なかなか携帯が通じにくいということもあります。したがって、今後はどういう方法が一番いいのか、それとも衛星の携帯を整備していくのか、そこら辺のところは、また一番ベターな方向を検討しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） それでは、T P P対策につきまして、振興課関係の補足をさせていただきます。

まず、今後の計画と支援策につきましてですが、5番、塚原議員さんとの補足説明とダブる分がありますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

まず、今後の計画でございます。T P Pの関連施策大綱の中で、来年の秋ごろまでに具体的内容を詰めるということとなっております。その関係で、国の説明会が年明けに各ブロックごと、各県ごとにあるということで、そこで細かな内容が示されるのではないかなというふうに考えております。また、T P Pの影響につきましても、国・県とも試算をするというように、方向で動いているようですので、そんなような状況を見る中で、情報収集をしてまいりたいなというところでございます。

また、支援策につきましてですが、本日の紙面にも載っておりましたけれども、農業のインフラ整備、土地改良、農業農村基盤整備事業に1,000億規模の補正予算を盛り込むというように記事もございました。事前に今現在麻績村で進めております県営事業、ため池事業、水路事業、また、団体事業の水路事業等がございますけれども、その関係で県とも調整を進めてきておるところでございますけれども、このような状況も踏まえまして、引き続き詳細な情報収集に努めるとともに、対応に努めてまいりたいという所存でございます。

また、米の受給調整の関係でございます。全国的な消費量に基づきまして、国の配分が決まってきておるところでございます。松本地域におきましては、12月中・下旬に会議が開かれるという予定になっておりますので、そこで松本地域への配分、また、麻績村への配分が

明らかになってこようかというところがございますので、そのような状況を見る中で関係機関と調整をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは、順番に再質問させていただきたいと思います。

このマイナンバーの件ですが、視覚障害者への対応は、また、この障害者からの相談等があったかお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在の段階では、視覚障害のある方からの問い合わせ等はございません。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 総務省のほうから、点字対応シールを提供するなどの努力を求める通知があったと思うが、ご存じでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） はい、総務省のほうからそのような指示があったことは了解しております。ただし現在、麻績村でこれを使う、いわゆるこれを対応する、つまり点字シールを使われる方が現在のところはおられません。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。今月の6日時点では、県内では千曲市だけが対応しているということでしたので、お聞きしました。

あと、先ほどの窓口で渡すという部分なんですけど、これは夜間の受け取り窓口を開設するほどの必要性はないとお考えでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところは、通常時間の範囲内でお渡しをしています。ただ、現在それぞれのところへ個別に郵便で通知をしておりますので、それぞれの方々のところから当然、私どものほうへ照会があり、このような対応をしてほしいということがあればそのような、いわゆる時間外の対応も予定する予定でいます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それと、マイナンバーを語る振り込め詐欺が出てしまっているわけですが、この点は麻績村としてはどのように対応していく予定ですか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 私どものほうでも、現在の段階、幸いなことに、今のところはまだ直接詐欺に遭ったという報告はないわけですが、10月の「広報麻績」のところに、マイナンバー制度の広報とあわせて、いわゆる詐欺の広報を出したのが最初でございます。その後、今、防災無線による広報を行っておりまして、今後また具体的な例が出た場合には、またさらに別途の広報をしていきたいというふうに考えています。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほどお聞きしたように、住民に周知が十分にされているということが自分ではちょっと不安な部分があるんですが、住民説明会のようなものを開催するような予定はありますか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 今のところ、民間といいますか、住民の方に向けての説明会というのが必要かどうかというところでございますけれども、今のところその開催をするということは、今のところは計画はしてございません。ただ今後、1月から個人番号カードの発行が始まります。その折に、また必要な場合につきましては、いろいろな声が上がった中で、必要ならば開催していかねばいけないということも出てくるかもしれませんけれども、当面は今のところは開催予定はないということです。

それから、先ほどちょっとお答えしなかったんですが、NPO、それから民間等への周知でございます。その関係につきましては、これは村独自ではなかなか開催できないということもありまして、今、県が中心に各会場といいますか、県下何カ所かに会場を設けて、説明会を実施しているということを聞いております。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 説明会の予定はないということですが、先ほど私がお尋ねしたように、このマイナンバーをつくったほうがいいのか、つくらなくてもいいのかというような相談をされたい方は、役場窓口のほうへ行って相談をすればいいということでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 現在のところ、相談のほとんどが電話です。ですので、窓口へ来ていただかなくても、お電話でのご相談で私どものほうでは対応させていただきます。ただ、具体的な内容が伴って、例えば手続等を具体的に知りたいというような方の場合は、窓口のほうへ来ていただくようお願いをしております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほどの企業とか、そういう部分ですが、例えば聖リゾートさんあたりでも、このマイナンバーの管理ということが出てくると思うんですが、その辺のところも指導はしてないということですか。説明を県なりそういうところへ行っても、リゾートのほうで単独で対応しているということですか。

○議長（尾岸健史君） 観光課長。

○観光課長（塚原敏樹君） 聖リゾートにつきましては、個別で対応しているということでございます。基本的には年末調整等に番号が使われるということになっておりますけれども、会計事務所等からの情報等をもらう中で対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは確認ですが、NPO法人とか村内の企業においては、今のところトラブルはないということで理解します。

それでは続いて、安全で住みよい村づくり。

現在、5地区あると言われたうちの野田沢が5番の塚原議員に先ほどこの話をしましたところ、来年の1月に区の総会にかけて立ち上げるということですので、実際残るのは4カ所になると思います。

前から言っているんですが、先ほど、来年は大きな総合訓練のような形を署のほうからもやりたいという意向があるという話でしたが、住民を巻き込んだ全村的な訓練をしないと、消防団と消防署、また行政、この3者でやっていたのでは、余り効果が上がらないと思うんですが、住民を巻き込んだような訓練の形態になるのでしょうか、それとも行政単独というような形の訓練を計画されているのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） その件についてお答えいたします。

来年度、総合訓練ということで実施する予定につきましては、各地区の住民の方も参加していただくという方向で今、計画してございます。まず、各地区の住民の方につきましては、各地区の公民館に集合していただくような形、そこで人員点検を行っていただく、それから、その中で時間がありましたら、そちらのほうで各地区で今回避難してわかったこと、それから、どなたがどの方をお助けしていかなければならない、また、声をかけていかなければならないということがわかるかと思うんです。現に、ことしでございますけれども、私どもの

地区で実際、避難訓練ということで、大地震が発生した関係で避難訓練を実施したわけですが、いろいろな課題が出てまいりました。それで、区として必要な備品等も今後、備えていかなければならないということも課題で出てまいりました。そういうことも含めた中で、各地区で話し合っていただく機会もいい時期かなということも考えまして、今回、来年度、そういうことで、各地区の住民の方も加わっていただいた総合訓練ということで今、計画してございます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 先ほど住民課長から説明のありました災害時住民支え合いマップ、これも各地区との連携の中で来年の訓練に生きてくるということでもよろしいでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） 来年の訓練の時期にもよると思いますが、その訓練の時期までに全地区が完了がするかどうかというところが問題かというふうに思っています。今回、1地区、モデル地区のほうを実施して、やはり台帳をきちんと記入してもらうのに、一定の時間がかかります。ですので、来年度の、いわゆる全村的な防災訓練の時期等に間に合うかどうかというのは、時期にもよりますが、少し厳しいかなというふうに考えております。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 私、以前にも申しましたけれども、麻績村の防災の部分でいきますと、その地区は避難誘導、また全ての責任を区長がとれというような表現をされていますが、実際この区長さんで対応ができるかどうか、その辺のところを考え方をお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 当然、区の責任者ということで区長さんが責任をとりますか、先頭に立って行っていただくことは当然かと思えます。ただ、自主防災組織の中では、その下に各班長というのがいるかと思えます。その方が各班をまとめていただいて、または各地区をまとめていただいて避難誘導、それから初期消火等をやっていただくということになるかと思えますので、全てが区長さんの責任というわけではなくて、それを分担制でやっていただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 現在ある自主防災組織のあるところについては、それを区長さんにそ

の件はおつなぎしてあって、来年、訓練をやっても、すぐできるという状態になるわけですか。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 大変申しわけございません。各地区での自主防災組織において、そういう訓練を事前にやっている地区、または全くやっていない地区というのは、残念ながら、私ども村の中でどこまで訓練をやっているかというのは、ちょっと把握してございません。消防署のほうで申請と申しますか、要望があって出動して、その訓練に参加してやっていただくということが通常ではございますけれども、そういうことも場合によってはやっていない地区もあろうかと思えます。したがって、訓練に実際やっておる地区とやっていない地区では、やっぱり相違があるかと思えますので、そこら辺のところは、こちらのほうでも訓練をやっていただくような形での進め方をしていかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 事前のある程度、総務課、振興課あたりで、どのくらいのレベルかということをおある程度、区長さんを通じて話を聞く中でやらないと、ただ計画してやってみただけ、こういうことにならないように、早急に行政と各区、またその自主防災に連携を図るような方法を何か大至急考えていただきたいと思えます。

何か計画がありましたら、今いただければ。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） また、折に触れ、そういうことで各消防団、各地区にございますので、そちらのほうも訓練等に参加しているかと思えますので、そちらのほうからの情報、それから各区長さん、または区長会等ありました折には、その情報を得ていくような形で、こちらのほうも把握できるように進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、協力していかなければ、訓練というものはできないということは重々承知しておりますので、その点をご承知おきいただきたいと思えます。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） それでは最後に、T P Pの件ですが、今12月定例に予算に上っている村づくり推進課企画費登記料5万円、N P O法人立ち上げ、これは信毎の紙面に写真入りで出ているわけですから、ほぼ決定事項だと思いますが、この立ち上げの10年くらいのスパン

の中での計画をある程度示していただきたい。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 現在、その組織についてのシミュレーションをやっているところでございます。それで、今後その組織に対する支援等のあり方、委託のかけ方等を計画を立てていく部分でございますので、今後、28年度の当初予算のときに、まず初年度、あわせて当面の計画をお示しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 詳しい計画でなくて、最初の5年はこういうことをやるんだと、最終的な10年目ぐらいにはこういう形にしたいんだという部分だけでもお示してください。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから答えさせていただきます。

今、議員から10年先と言われましたが、実は農業で10年先のことを今申し上げると、そんな生ぬるいことでもいいのかと言われるわけですし、今ここで立ち上げようとするこの法人であります、少なくとも3年とか5年とかという先にここまでいこうと、そんなことを狙っていききたいと、こう考えております。

先ほどの塚原議員さんのご質問とダブる点もあろうかと思いますが、まずは荒廃農地、毎年拡大しております。これが少しでも抑えることができないのかと、まずここが一つ。そして、農業後継者、これが1人でも育てることができるのか、この辺からまず始めたいと思っております。そして、あわせて、後継者の育成ということになりますと、この地域の農業の基本である水稻栽培、いわゆるこの辺は農業の基礎知識として習得させたいと、こう思っております。

それから、その次のステップであります、今、水田だけで果たして農業が食っていけるのかということになりますと、それからまた、畑作等についても、もっと効率的なものがないのかという、いわゆる新たな品目ですね、あるいは果樹をやってみるとか、そういう新たな品目、こういったものを検討しなければならないと、そう思っております。それから、さらにはつくったものの新たな販売ルートをどう開拓していくかということ、それからあわせて、6次産業化といいますか、それを加工していくというようなこともあわせて検討していきたいなという思いをしているわけです。こういったこの法人がすることがこの村全体に波及していく、そんなことを狙ってやっていくわけです。

ですから、今、議員がおっしゃった10年先にはどうなるかということはまだ言えないわけですが、少なくとも3年、あるいは5年先にある程度この法人がひとり立ちできるような方向に持っていきたいと、こう考えております。

ですから、今、行政が主体となってやっていくということですが、それぞれいろいろな国、あるいは県等の制度をできる限り取り入れながら、それからまた、関係機関の技術指導とか、そのほかの支援等をいただくような体制をとりながら、そしてまた、村でもある程度の支援を申し上げながら進めていきたいと、こう考えております。

新たな法人についての考え方はそのようなことで進めていきたいと、こう考えております。以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） この法人の関係ですが、始まって当初からこの地域おこし協力隊をメンバーに入れるというような計画はないわけですか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 協力隊につきましては、当初から研修生ということで研修をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 人数的には何人入れる予定ですか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今現在、2名の者が研修ということで受けております。やっております。それで今、来年度へ向けての募集をかけております。できれば4人体制をとりたいなというふうには、農業に関しては4人体制をとりたいなというふうに今、募集をかけているところなんです。まだ応募がない部分がございますので、できる限り集めたいなというところがございます。

すみません、今現在の、ことしの動き方を補足させていただきますと、協力隊、4月には1名の者でした。それから、10月にさらに1名を追加しまして、10月から2名という状況。そして、この者たち、どうしても全くの素人が入ってきている関係もございまして、地域支援制度を使いまして、支援員の方についていただいで指導をいただいている、進めているという状況になっております。ですので、実質やっている者からしますと、1名そこへプラスというような関係で動いています。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） わかりました。

それでは最後に、11月15日付の信毎の紙面に、T P P合意内容に対して麻績村はどちらとも言えないと回答しているが、その根拠をお聞きしたい。

○議長（尾岸健史君） 振興課長。

○振興課長（宮下利秀君） T P Pの大綱等につきまして、まだ詳細についてはまだ未定ということで、今後説明会があるということで、そんなような内容でお答えをさせていただいたというところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（尾岸健史君） 小山議員。

○1番（小山福績君） 自分としては、麻績村独自の農産物、早い話が輸出のような形態をとり、そこから6次産業で生産をまた輸出というような形でいけば、収益も十分に上がるので、そういう面を見ている部分があるのかなと思ったのですが、国とか県の説明を聞くということで、了解しました。

それでは、以上3件の質問は終わりますが、村づくり、自分たちもいつも言っていることですが、頑張りますので、先ほど村長言われたように、行政も危機感を持って当たる時代に来ていると思いますので、その辺のところも我々にもやることはやるつもりでおりますので、ぜひ農業として生きていかれるような施策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 1番、小山福績議員の一般質問が終了しました。

以上で、通告されました議員全員の一般質問が終了しました。

---

### ◎委員長報告

○議長（尾岸健史君） 続きまして、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

峰田和総務経済委員長。

〔総務経済委員長 峰田 和君 登壇〕

○総務経済委員長（峰田 和君） 総務経済委員会に付託されました請願1件の審査した結果

を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第27-11号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願については、継続審査としました。

国連憲章第51条は、武力攻撃が発生した場合、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、各国に個別的または集団的自衛権の行使を認めています。

しかしながら、我が国は憲法において、国際紛争を解決する手段として、戦争と武力による威嚇または武力の行使は永久にこれを放棄しています。

昨今の緊迫する国際情勢を考えますと、現行の憲法下で切れ目のない体制の整備をし、すなわち10の既存法の法律改正と1つの新法を成立させて、一部集団的自衛権の行使を認めようとした今回の安全保障関連2法は、日本の将来に向け、時代の要請と世界貢献も考えた場合、必要ないとは言えないものがあります。

成立の過程においては、全てが納得いくものではありませんでしたが、二度と戦争の惨禍を繰り返さないためにも、積極的な外交を通じて日本の平和を守り、国際社会の平和と安全を守るためにも、平和安全法制の運用には国会が十分に関与し、国会による民主的統制としての機能を発揮することが基本であるという認識のもと、現政権は安全保障関連2法の施行前までに、さらに丁寧に説明する必要があると判断し、当委員会では継続審査とすることに決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました請願1件の審査結果報告といたします。

○議長（尾岸健史君） 第27-11号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願についてを採決いたします。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第27-11号の請願は継続審査とし、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第27-11号の請願については、継続審査することにご異議ございませんか。

塚原利彦議員。

○3番（塚原利彦君） ただいまの総務経済委員長から報告がありました請願の継続審査扱いに対して、私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ごろ、9月に強行採決で可決、成立した安全保障関連2法は、以下の点などから廃止を求める意見書を上げるべきと考えます。

まず、第1には、多くの憲法学者がこの法案は違憲であるとの指摘があり、内閣法制局長官経験者や元最高裁長官なども憲法違反であると表明されました。第2には、国会で審議が進むにつれて、国民の不安や懸念が増幅され、それに対する政府の明確な納得できる説明がなされていません。第3には、強行採決反対の声が渦巻いている中、それを押し切って採決を強行しました。第4には、麻績村議会としても先ごろの9月議会で国民の不安を取り除くまで強行採決はせず、徹底審議をしてもらいたい旨の意見書を提出しました。

こうした経緯から見ても、この法の成立は、立憲主義や民主主義から大きく逸脱しており、また、内容も憲法98条に反するものです。

このようなことから私は、本請願について、趣旨のとおり意見書を提出すべきであると考えます。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ただいま3番、塚原議員より、継続審査とするのではなく、採択することを希望する旨の発言が出されましたので、これから討論を行います。

継続審査することに賛成討論はありませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 私も本当はこれは廃止すべきだとは考えておりましたが、今の意見書の内容、趣旨説明の中を聞きますと、いろいろな点に問題点になっているところも指摘されておりますので、この意見書には賛成で出したいと思います。

○議長（尾岸健史君） これから第27-11号「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は、閉会中の継続審査です。

27-11号を継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（尾岸健史君） 起立多数。

したがって、第27-11号の請願は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について、報告を求めます。

塚原利彦社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託されました陳情2件の審査した結果

を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第27－6号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書については、採択・意見書提出としました。

国づくりは人づくりの言葉のように、教育の重要性は世界の共通認識となっています。公教育の一翼を担う私立高校は、それぞれの建学精神に基づき、魅力と特色ある学校づくりに努めています。

2010年度より高等学校就学支援金政策が実施されましたが、学費負担の深刻な状況がまだまだ続いており、多くの保護者、生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。

また、私立高校の経営が極めて厳しいものとなっている中で、施設設備の整備の拡充等、教育環境の一層の改善が必要となっているなど、私学振興のために当委員会は陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

続いて、第27－7号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情については採択・意見書提出としました。

2015年4月、介護報酬が改定され、介護職員処遇改善加算が上乘せされましたが、全体を見ると、介護職員処遇改善加算のプラス1.65%、重度者への対応強化などのプラス0.56%のプラス分を含めなければ、マイナス4.48%という大幅な引き下げとなります。全労連が実施した介護施設に働く労働者アンケートでも、低賃金、過重労働の実態は依然として改善されておらず、利用者にとっても必要なサービスの量と質が低下するばかりでなく、安全性にも影響を及ぼしかねない事態となっています。

介護現場で働く全ての労働者の処遇改善、人員配置基準の改善などにより、介護を魅力的なものにして、生き生きと働ける労働環境を確立するためにも、国による政策上の支援が必要であると考え、当委員会では陳情の趣旨に賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件の審査報告といたします。

○議長（尾岸健史君） ただいま塚原利彦社会文教委員長から報告ございました2件について、採決いたします。

まず、第27－6号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書についてを採決いたします。

ただいまの委員長の報告によると、第27－6号の陳情は、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第27-6号の陳情は、採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第27-6号の陳情は、採択・意見書提出することに決定いたしました。

続きまして、第27-7号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情についてを採決いたします。

ただいまの委員長の報告によると、第27-7号の陳情は、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第27-7号の陳情は、採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、第27-7号の陳情は、採択・意見書提出することに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で平成27年第4回麻績村議会定例会第2日目を終了し、散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時49分

平成27年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 村道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第 8 号 村道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 9 号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 議案第 10 号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第 11 号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 12 号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 13 号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 14 号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 15 号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 17 発議第 1 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について
- 日程第 18 発議第 2 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出について
- 日程第 19 発議第 3 号 議会議員の派遣について

日程第20 閉会中の継続審査の申し出について

---

出席議員（7名）

1番	小山福績君	3番	塚原利彦君
4番	宮下仁雄君	5番	塚原義昭君
6番	峰田昶君	7番	坂口和子君
8番	尾岸健史君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	宮下和樹君
総務課長	柳原俊文君	振興課長	宮下利秀君
住民課長	峰田江津子君	観光課長	塚原敏樹君
教育次長	森山正一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井孝夫	書記	岩淵美奈
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（尾岸健史君） 皆さんこんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、7名全員です。定足数に達していますので、平成27年第4回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第1号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第2、議案第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 坂口です。

条文の中の、かいごよろず相談員を麻績村生活支援協議体委員に改めるというこの理由をですね、全協でも聞きましたけれども、本会議ですので改めてもう一度説明をお願いいたします。

それから、この委員会の活動はどんなふうになるかも、あわせてよろしくお願ひいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（峰田江津子君） それでは、今回の条例改正についてですが、これにつきましては、それぞれ別の内容であるというふうにまずご理解をいただきたいと思ひます。

かいごよろず相談員につきましては、平成12年介護保険法が始まったときから、何でも相談ができるいわゆる制度としてというふうに相談員の制度は始まりましたが、平成18年に包括支援センターができたときに、本来その役目を終えたものでござひます。ただ、そのまま条例に載っておりましたので、今回条例改正にあわせまして落とさせていただきます。

た。

麻績村生活支援協議体委員につきましては、今回の第6期介護保険事業計画の中で、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支えの体制づくりをするというふううたわれております。そのために、いわゆる生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを今回設置いたします。そのための委員の報酬でございます。

今後、その委員に関しましては、いわゆる公的な立場の者というわけではなく、民間、それからさまざまな、いわゆるボランティア等々、地域に根差した方々をお願いをして実施をしていく予定でございます。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第3、議案第3号 村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第4号 麻績村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第4号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5、議案第5号 麻績村介護保険条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6、議案第6号 麻績村若者定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第6号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7、議案第7号 村道路線の廃止についてを議題といたします。  
質疑を行います。

議案第7号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第7号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8、議案第8号 村道路線の認定についてを議題といたします。  
質疑を行います。

議案第8号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第8号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第9、議案第9号 麻績村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第9号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第9号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第10、議案第10号 平成27年度麻績村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第10号について質疑のある方の発言を求めます。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） 予算書のページ8の歳入とページ10の歳出、両方あわせてですけれども、ふるさと麻績村応援寄附金の歳入に対する伸びの要因ですね、それが1つ。ちなみに26年度では、歳入は263万円、それに伴う記念品の歳出が96万円でした。

近隣でも安曇野市等非常に驚異的に寄附金が伸びているということがありますし、全国的な報道でも、あちこちで非常に伸び率の高いことは聞いております。その記念品に魅せられて伸びているということもあるのではないかなと思っておりますけれども、当村では今後記念品の選定を含め、伸びの予想をどんなふうに見ていらっしゃいますか。まず1つお願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 今回の補正につきましては、10月1日から始めましたウェブの関係で、クレジット購入のものがほとんどでございます。状況につきましてはそんなところでございます。

今後につきましては、やはりウェブサイトのほうに展示して出展しておりますので、その伸びが今後とも、あるんじゃないのかなというふうに見込んでおります。品物につきましては、各地域におけるいろんなさまざまなものが出ております。地域産業のいわゆる機械類等が入っておりますけれども、私どもとしましては、やはり地元の1番は生産者とつながっていくものが中心でいいんじゃないかということで、現在これからも続けていく予定をしております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） ほかにございますか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） それにちょっと関係してですけれども、ちょっと村長にお伺いしたいと思っておりますけれども、この記念品と寄附金の割合、ホームページのほうで約半分くらいの金額のものを記念品ということにして出ていますけれども、そのことは村長のほうでも変わりなくということですか。

○議長（尾岸健史君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今、課長が申しあげましたように地元の皆さんの消費にといいいますか、

その皆さんのものをつなげていきたいという考え方なんです。それでございますから、今おおむね半分、おおむねという言葉でやっておりますが、中には今いわゆる宣伝を始めた時期でございますから、それよりももう少しよくしなくてはいけないというのもありますし、それから、農家の育成というようなこともありますから、余り農家に無理をかけるような額ではいけないというようなこともありますし、それから、さらに宿泊券とかこの麻績村に来ていただくそんなこともやっておりますので、そういった場合には、今度は来てくれた人の分については、こちらのほうから補填をしてやるというようなこともありますから、2分の1というのはおおむね2分の1というふうにご理解いただければと思います。

どちらかという、今いわゆる宣伝していきたいということでもありますから、半分よりもっと多くなっているのかなとそんなふうに思っています。

以上であります。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

坂口議員。

○7番（坂口和子君） もう一つ、ページ10の歳出のほう、企画費のところですけども、節15の花屋の修繕についてですけども、今回の補正の中では修繕費が150万もらえております。それから、補正2号のときは520万円を含めたものがありまして、両方で670万円になると思います、修繕に関しましては。それから、その財源については、創生事業の交付金ということで980万円のもの利用されているということも聞いておりますけれども、今後この花屋の維持管理に必要な経費、または財源をどのように予想していますか、お尋ねいたします。

○議長（尾岸健史君） 答弁を求めます。

村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 花屋の関係につきましては、まず寄附をいただいたときに、臼井さんのほうで既に母屋と土蔵の屋根については葺き替えが終わっておりました。それで、今回交付金を充てさせていただきまして修繕した部分が、ちょうど母屋の下屋の部分、それと後から出した、つけ足した部分のいわゆる屋根のトリジが悪くて雨漏りをしていたというような状況となっております。そんなところを、あと門とそれから塀ですか、その辺のところを交付金のほうで直させていただきました。

今回、補正に上げさせていただきましたのは、単独分のものでございます。これから、展示ということで中に入る方を迎え入れるには、余りにも畳、床がどうしようもなかったとい

うような状況で、後から生まれてきたものでございます。重立った修繕につきましてはこれでほとんど終わりますので、修繕に関するものについては、ほとんどもうこれで上がらないのかなというふうに見込んでおります。

今後の維持管理については、どうしても電気、水道については入れてありますので、その分の光熱水費はかかってくるというふうに見ております。あと、庭木を、そんな大した庭木があるわけではありませんから、若干賃金を盛るか、あるいはほとんどの管理につきましては職員のほうで対応していこうかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） これ、一応修繕が終わりましたら地元地区、特に中町の方々には1回公開するというようなお考えもありますでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 中町というよりも、やはり全体の善光寺街道というように思いがございましたので、やはり寄附された内容もありますから、イベント等開いていわゆる観光客とっていいでしょうか、麻績に訪れる人を迎え入れるような方向へしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） そうしたら、今でも善光寺街道で歩く方々いらっしゃいますけれども、例えば中について見せてもらいたいとか、そんなような要望がもし村内を訪れた方から出ましたら、直ちに推進課のほうへ連絡すればというその対応をしていただくという方向でよろしいでしょうか。

それから、今答弁のありました、村内の方々とか麻績宿のほうへ来られる方々の公開については、今のところ予定がいつごろとかということはまだ立っていないのでしょうか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） まだ、日程のほうは決めてございません。来年、28年度の村の全体事業の中の行事と調整を図らないといけない部分もございます。そんなことがありまして、まだ日程については入れてありません。

街道の方につきましては、連絡をいただければできるだけ対応していきたいというふうを考えております。ただ、常時公開するという方向ではありませんので、できる限りというよ

うなことでお願いしたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（尾岸健史君） 坂口議員。

○7番（坂口和子君） もう一つ、看板みたいなものをその花屋についての何か説明とかそういうものもつけられますか。予定ありますか。

○議長（尾岸健史君） 村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（宮下和樹君） 看板等、説明類案内表示につきましては、前回の上げさせていただきました予算の中に既に組み込んでございます。

以上です。

○7番（坂口和子君） 了解しました。

○議長（尾岸健史君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第10号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第11、議案第11号 平成27年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第11号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第11号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第12、議案第12号 平成27年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第12号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第12号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第13、議案第13号 平成27年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第13号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第13号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第14、議案第14号 平成27年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第14号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第14号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第15、議案第15号 平成27年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

議案第15号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第15号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

---

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

本件はお手元の諮問書の内容のとおり答申したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元の諮問書の内容のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第17、発議第1号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決されました。

---

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第18、発議第2号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第19、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（尾岸健史君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決されました。

---

### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（尾岸健史君） 日程第20、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 本日本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで、村長から挨拶があります。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第4回麻績村議会定例会におきましては、提出申し上げました16議案について慎重にご審議賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、5名の方から麻績村のさらなる前進に向けて貴重なご提言、そして課題等について深く研究され、ご質問をいただきました。ご提言はいずれもこれからの村づくりに重要な事項と受けとめております。全てのご提案を早急に実現したいわけでございますが、ご承知のとおり、限られた財源の中で優先しなければならない事業から具現化してまいりたい、そう考えておりますので、何とぞご理解をお願いするものであります。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残すところわずかとなりました。議員各位を初め村民皆様にはご健勝にて輝かしい新年を迎えられますよう心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（尾岸健史君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年第4回麻績村議会定例会を閉会といたします。

なお、この後事務連絡がありますので議員の皆さんは議員控室にご参集願います。

長期間大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時02分